

(第一類 第一号)

第七十二回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第十二号

(二六八)

昭和四十九年三月八日(金曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長代理理事 中山 正暉君

理事 加藤 陽三君 理事 小宮山重四郎君

理事 野呂 恭一君 理事 服部 安司君

理事 上原 康助君 理事 大出 俊君

理事 中略 雅弘君

赤城 宗徳君 大石 千八君

笠岡 喬君 藤尾 正行君

吉永 治市君 鬼木 勝利君

鈴切 康雄君 受田 新吉君

出席國務大臣 法務大臣 中村 梅吉君

出席府委員 法務大臣官房長 香川 保一君

法務省矯正局長 長島 敦君

法務省人國管理局長 影井 梅夫君

委員外の出席者 行政管理局行政

管理局管理官 正田 泰央君

法務大臣官房秘書課長 豊島英次郎君

法務省民事局第一課長 廣木 重喜君

法務省矯正局総務課長 米田 昭君

外務省アジア局外務参事官 中江 要介君

内閣委員会調査室長 本田 敏信君

委員の異動

三月七日

辞任

横路 孝弘君

補欠選任

八木 一男君

同日

辞任

八木 一男君

同日

補欠選任

横路 孝弘君

同日

補欠選任

中川利三郎君

同日

補欠選任

木下 元二君

同日

補欠選任

安里積千代君

同日

補欠選任

中川利三郎君

同日

補欠選任

木下 元二君

同日

補欠選任

安里積千代君

同日

補欠選任

中川利三郎君

同日

補欠選任

木下 元二君

同日

補欠選任

安里積千代君

同日

補欠選任

中川利三郎君

同日

補欠選任

木下 元二君

本日の会議に付した案件

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○中山(正)委員長これより会議を開きます。

本日は、委員長が所用のため出席できませんので、指名により私が委員長の職務を行ないます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野呂恭一君。

○野呂委員 今国会におきます法務省設置法の改正点は三つでございますが、そのうち二点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、東京法務局の民事行政部を、第一部と第二部に分割して、所掌事務の処理体制を整備しようという法律でございます。提案の理由によりま

すと、東京法務局の民事行政部におきまして、登記事務をはじめとしてこれらの事務量が増大を

し、かつ複雑多様化の状態でございます。これに対処する事務の処理体制の整備の必要があるの

だということでございます。もちろん、これらの事務は、国民の社会、経済活動をささえる基本的なものでございまして、とりわけ登記事務は、社会、経済情勢に対応して、量的にも質的にも大

な変化を持ってきたときでありまして、その責任ある処理体制の樹立が必要なのは言うまでもないと思っております。

まず、そういう意味でお伺いしたいことは、東京法務局に民事行政第一部と民事行政第二部を設置する理由を、この際明確にしたい

たい。

○香川政府委員 所掌の民事局長が、衆議院の法務委員会に商法の関係で出席をいたしておりますので、御了承を頂まして私から御答弁申し上げます。

東京法務局のみならず、法務局はちよつと裁判所、検察庁の機構と違っております。裁判所、検察庁ですと、東京に東京高等裁判所があり、そして、その下に東京地方裁判所、検察庁は東京高等検察庁があり、東京地方検察庁があるわけ

でございますけれども、法務局は、ちよつとそれと変わっております。つまり東京の地方法務局の

仕事と、東京ブロック全体の、管内の管理、監督事務をあわせてやっておりますというふうな特殊性があるわけでありまして。

これを前提としてお考えいただきたいと思うのであります。東京法務局の現在の民事行政部では、御承知のとおり登記事務のみならず、戸籍、供託、国籍、それから司法書士、土地家屋調査士、そういった業務をやっておりますわけであり

ます。その業務は、まさに実施部門と申します。一線の事務と東京ブロック全体の管理、監督の事務をあわせて民事行政部でやっております。こうい

う機構になっておられるわけでありまして、ところが、東京法務局のブロックで申しますと、登記事件につ

いて考えますと、甲号事件におきまして、全国の約四割近い量になっておりますし、乙号事件で申

しまして、四割近くになっておる、かように事務量が非常に膨大であるのみならず、東京都自身で

の、つまり直轄的な実施部門の事務量もきわめて

多数を占めておる、こういうふうな状況にあるわけでありまして。

御案内のとおり、今後、東京ブロックの登記事務は、ますますふえてまいります。それと同じように戸籍、供託その他の民事行政部門の事務も、増大の一途をたどっておりますという関係にあるわけでありまして。したがって、特に東京ブロックにおける管理、監督の事務及び直轄の東京都における実施部門としての登記事務の充実をはかるといふことから申しますと、現在のような民事行政部でもって登記のみならず、戸籍、供託その他の事務を一切やるということは、相当無理があり、管理、監督の事務処理が十分なされてないうらみがあるわけでございます。

さような趣旨から、特に東京法務局につきまして、今回、登記部門を管理、監督する民事行政第一部を設け、その余の戸籍、供託等の民事行政事務を管理、監督する第二部を設けさせていただきたい、かような趣旨でございます。

○野呂委員 一番問題になりますのは、登記事務の増加であり、しかも内容につきましても、ますます複雑多様化の傾向にあるわけですが、その登記事務の具体的な件数が、一体どのような増加を示しておるか、また、その内容について、一般的な動向がどういうふうになっているか、これは、ひとつ課長さんのほうから御説明願いたいと思

います。

○廣木説明員 廣木でございます。

ただいま登記事件の増大の傾向ということをお尋ねでございますので、私から、たいへん大きな数字でございますが申し上げますと、ちょうど十年前の昭和三十九年と昭和四十八年とを比較いたしますと、登記の甲号事件及び乙号事件合計いたしまして二・九九倍、ちょうど約三倍になろうかと思

います。

その内訳でございますけれども、登記の甲号事

があがらないというような要望はございますけれども、何ぶん機構の新設でございますので、やはり実質的に見まして、逐次実施していくというところが適当かと、かように考えております。

○野呂委員 やはり一番問題は、登記事務が逐年増大をしつとあるということでございますが、それに対処する方策として、まず登記事務に携わる事務職員の増員問題が毎国会いろいろ問題になるわけでございます。たとえば先ほどお示しになりました昭和三十七年と昭和四十七年とを比較いたしましたとしても、すでに三倍増という事に相なっておりますわけでございます。これに対応する方策として、それならば職員の増員は、昭和三十七年に対して昭和四十七年はどういう倍率になつておるか。

○廣木説明員 登記事務に従事しております職員の三十七年と現在までの比較ということでございますけれども、ちょっと数字が食い違いますが、三十九年と四十八年と比較した表で申しますと、三十九年には登記従事職員が九千九百九十七人、約一万人でございましたが、四十八年では一万一千五百十人、比率で申しますと一一二、すなわち一二％の増にしかつておりません。

○野呂委員 私の資料によると、昭和四十五年に対する四十七年の事件数の上昇率は二・七三、これに対して人員の上昇率は一・一〇になつておるのでありますが、まあ、いづれにしても、それに伴う職員の増加という対策が十分立てられていないことになるわけであります。四十九年度におけるこの登記事務に携わる事務職員の純増は、予算の上で一体どれだけにきまつたのか。

○廣木説明員 四十九年度の増員につきましては、法務局職員について三百三十七という増員をいただいたわけでございますが、定員削減によつて百五十七という削減が加つてまいりますので、純増は百八十八というふうに予定されております。○野呂委員 事務量の増加に対して人員の増加ということが、連れ添つてないということに大きな

欠陥があるわけだと思つておりますが、このことは総定員法のワツで縛られているというところに問題があるわけでございます。ことに登記所の整理統合を進めていく上におきまして、特別の配慮がはかられるべきであることは言うまでもありません。

きょうは行管の方がいらつしやるわけでございますが、この登記所の人員増加の問題に対してどういうお考えであるか、この際承りたいと思ひます。○正田説明員 登記所の増員の問題でございますが、いま先生のお話がございましたように、法務省のほうでも、例年、登記所の増員問題が最重要事項になつておりました。私どものほうといたしまして、諸般の社会情勢から見まして、確かに法務省の定員問題では、登記関係の行政需要に対応する定員が一番重要だといふふうに認識いたしております。一方、先生御案内のように、政府といたしましては、行政需要にいろいろ消長はございますが、簡素効率化といふことを第一目標にいたしております。さらに行政需要の消長に伴う必要部門から必要部門への再配置、そういうふうな手段を講じまして、弾力的な、あるいは機動的な定員の配置をしてきておるわけでござい

ました。したがしまして、必ずしも先生のお話のように、十分というわけにはまいりませんが、各省庁の増員状況から見まして、ことしは法務省の増員については、査定官庁といたしまして、一段と配慮させていただいたつもりでございますが、今後ともいろいろ検討させていただきたい、こういうふうに思ひます。

○野呂委員 配慮をされたというのですが、全くちよびりでございますし、しかも法務省の中で、登記所の人員を増加しようと思つと、ほかの検査庁にしても、その他の人員が当然しわ寄せを受けるということになるわけでございます。したがつて、法務省全体のワツの中で操作するのになくて、やはり法務省にとつても、こうした唯一の

サービス機関でございますから、国民、住民に対する親切な業務を進めていくために、一段とひとつ行管のほうで御配慮をいただきたいというところをお願いいたしておきたいと思ひます。

それから、この登記所の事務の増大に伴ひまして対処する第二点の問題は、やはり登記所の施設の整備の問題があげられるのじやなからうか、かように考えるのであります。小規模登記所の多数は、いまだに木造、老朽の庁舎でございまして、中には、登記制度が創設されました明治時代の建物も若干残つておるのではなからうかというふうな思ひます。大切な登記簿の保管官庁としては、きわめて不適当であるといふことでござい

そこで、特に、この小規模登記所の施設の整備状況は一体どうなつておるかといふことを、この機会にお伺ひしたいと思います。○廣木説明員 ただいま御指摘のように、法務局の出張所、すなわち登記所の施設というのは、明治年間につくられたものとか、あるいは大正年間、それから昭和と、非常に古い建物でございますし、しかも、そういう建物、施設として一人庁とか二人庁とかいふようなことで、全国的にたいへんたくさん分散しておるわけでござい

したがつて、その整備といふことになりまして、もちろん非常に予算のかかることでございまして、できるだけ、それについては計画的に施設の整備をしていくというところで取り組んできておりますが、同時に、そういう一人庁とか二人庁とかいふような小規模の出張所をそのままに置いた形で施設の整備をはかるといふことになりまして、これまた、たいへんな費用もかかることが当然予想されるのでござい

そこで、今日の経済情勢あるいは交通事情に見合った登記所の適正な全国的な配置といふことを考えながら、施設の整備、充実ははかつていくといふことを考えざるを得ませんので、そういう意味で、昭和四十六年度から五十年間の計画で小規模登記所の整理統合といふことを進めておるのでござい

を整理しまして、四十七年度に六十一庁、四十八年度、現在、さらにそれを進めておりますが、今日の時点で約三十数庁、したがしまして、合計しますと、百三十数庁について整理統合ができておるわけであります。

それで、整理統合という際に、受け入れ庁の施設を新築したり、あるいは増築、改築したりしてやつてきておりますが、来年度、四十九年度は、相当数の受け入れ庁につきまして、新設あるいは増改築をしなければならぬといふようなことで、明四十九年度は、十五億九千四百万円の調査整備経費が見込まれております。

以上でございます。○野呂委員 さらに、その登記事務の増大に対処する方策として、登記事務の合理化の問題あるいは登記事務の機械化の問題、これらをどんどん進めてもらつておるわけでござい

登記所の配置の適正化の問題であると思ひます。で、これは昭和四十七年の登記所の適正配置に関する民事行政審議会答申に基づきまして、政府といたしましては、登記所の適正配置、つまり整理統合を進めてまいつておるわけでござい

が、この機会に、まずお伺ひしておきたいのは、登記所の統廃合の基本方針、これをどうお考えになつておるか。○香川政府委員 統廃合につきましては、御承知のとおり、昭和四十五年十一月二十日の閣議決定、それによる四十五年十二月二十日の行管庁長官の閣議報告で、法務局及び地方法務局の出張所については、昭和四十六年度以降五年間に極力整理統合するとともに、地方法務局についても、出張所の整理統合に応じて措置するといふうなことに相なつておるわけであります。これを受けまして、民事行政審議会に法務大臣から諮問いたしましたので、登記所の統廃合関係は、どのような考え方でやるべきかといふことを諮問いたしまして、それに対して、答申をいただき、いろいろ統合についての原則的な基準を示されておるわけであります。

登記所が、御承知のとおり、一人庁、二人庁というふうな小規模庁が分散しておる現状というのは、やはり行政機構のあり方として適当でないという考え方に立ちまして、さような観点から基準といたしまして、ちよつとこまかくなりますが、登記公簿事件数が五千件未満の登記所については、受け入れ庁に、普通の交通機関を利用して約六十分で行けるというふうな登記所は、統合の対象にしていい。それから事件数が二千件未満の小規模庁については、受け入れ庁まで約九十分以内にあるものは統合していい。それから交通至便地城で、受け入れ庁までの所要時間が約三十分以内にあるものは、事件数二万件以上は除かれますが、二万件以下の登記所につきましては統合していい。それから同一市町村内に二つ登記所があれば、それを統合していいというふうな大体の基準が示されておるわけでありまして、原則的には、この基準に基づいて計画的に統合実施する予定でございますが、答申にもいわれておりますように、何ぶん小規模庁の登記所といえども、その利用する関係住民にとっては、そこに登記所のあることが便利であることは、間違いないわけでありまして、しかも、さような小規模登記所ほど、従来庁舎の設備等についても、いろいろ地元の協力を得ておる、そういういきさつがあるわけであり

ます。

したがいまして、画一的に、先ほど申しましたような基準に該当するからといって統合を強行するとういふことは、これは絶対避けるべきこととだろ。したがいまして、統合の趣旨を地元によく御説明申し上げまして、御納得をいただいて、御協力が得られるところから実施していくというふうな基本方針をとっておるわけでございますが、ただ統合いたしましても、統合しつぱなしでは、地元にはやはり不便をおかけするという関係もございまして、統合いたしましても、登記相談所の開設とか、あるいは市町村に謄抄本等の交付申請書を備えるとかいうふうな、できるだけ御不便を少なくするというふうな措置を一方でい

る講じながら統合を進めてまいる、かような考え方でおるわけでございます。

○野呂委員 登記所の適正配置の基準が一応示されて、それに基づいて整理統合を進めてまいっておるわけですが、この答申にも、登記所の適正配置を実施するについて留意すべき事項の中に、地域住民の生活指向あるいは社会、経済的諸条件など、地域の実情に十分配慮しなさいということもいっておりますし、また地域住民の意見をできるだけ尊重して決定する、登記所の統廃合の一番の重点は、地域住民の意思を尊重するということだと私は考えるわけでありまして。

年度末が近づきますと、再び——私の聞く範囲内では、登記所の統廃合反対である、また地方の法務局長が出回ってきて、本年度のワケでどうしてもこれはやらなければならぬので、何とか了解してくれないかというふうな、かなり強制的な統廃合の推進め方を進めてきておる、まことに遺憾であるという声が多いのであります。登記所統廃合賛成だというのはだれもない、みな反対だということでございます。

したがいまして、どうしても地域住民の理解を十分取りつけないというところに最大の努力を払っていただいておるわけでありまして、特に、法務省というものは、かたい役所で、法務局長はまじめな人でありまして、非常に御苦労でありまして、けれども、あまりにまじめ過ぎて、何か法務省の通達事項などを、尊重し過ぎてやり過ぎだというふうな批判があるのではなからうかということをお心配いたすのであります。

たとえば事件数を考える場合におきましても、基準に示されておりますとおり、原則として過去三カ年程度の年間平均事件数というものを考えておるようでありまして、過去三カ年よりもこの一年という変化が大きいわけでありますから、あまりこういふふうな基準にこだわって、地域住民の意思が曲げられるということのないように、特に御注意を払っていただきたい、かように思います。さて、四十九年度の整理統合の目標

それから現状、これについて御説明をお願いいたします。

○廣木説明員 ただいま御指摘のように、登記所の整理統合ということにつきましては、明治以来、登記所が地域社会になじんでかわいがられてきた、しかも、いろいろの御援助をいただきながらやってまいっておりますので、非常に愛着というか、関心の深い問題であろうと思います。しかも、そういう登記所というものが、全国に千三百余りございまして、現在、町村の数が三千二百近くでございますから、約二カ町村に一つぐらいの割合で登記所があるわけでありまして。したがって、唯一の国家機関が市町村にあるというふうなことから、残しておいてほしいという御要望も非常に強くございまして。

しかしながら、先ほど申し上げましたような理由で一人庁、二人庁の不合理、また法務局の近代化をはばんでおるいろいろの理由がございまして、特に一人庁ということになりますと、職員が常直をいたしまして、一年じゅうその役所に縛られておるというふうな状況もございまして、事件数は二千年前後ということでありまして、機械化、合理化をするにしても、そういう大型な機械を入れるのにもつたない面もございまして。

いろいろの事情から、これを、できるだけ地元の御了承を得ながら進めていくということとでやってきておりますが、先ほど申しましたように、現在までに大体百三十余りですが、なお今後、この民事行政審議会の答申の一応の基準に当てはめて、いろいろと御指摘のありました地域社会との調和というふうな地理的条件、自然的な条件あるいは社会、経済的な諸条件というものを勘案いたしまして、それを検討の結果、約四百近くのもの

が整理統合の対象として考えられておるところでございます。

からやっていくということで、地元との交渉に入っておる現状でございます。従来もそうでございますが、十分にその地域の方々に説明をする。その説明のやり方も、理事者だけに説明するのでなしに、議会方面あるいは商工関係者、農協、それから、いろいろな区長会というものが地元にございますので、そういう方々にも、特に会を催していただいて説明に行く、いろいろな方法を使

つてやっております。

法務局は、どうも、みんなかたい仕事なものですから、必ずしもそういう意味で十分とは言えませんが、現地では、いろいろな方法、いろいろな機会をとらえまして、理解と協力を十分得ながら整理統合するというところでございまして、いままでのところ、そういう意味で一方的に強行したという事例はもろんございせんし、今後もそういうつもりではおりせんので、よろしくお願いしたいと思ひます。

○野呂委員 統廃合については、ぜひひとつ、慎重に扱っていただきまして、住民の意思を十分に尊重して、決してゆがめられたような形で登記所が統廃合されるということがないように、御留意をお願いしたいと思います。

時間がございせんので、第二点に入つてまいりたいと思ひます。

法務省設置法の第二の改正点は、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を省令で定めようというところでございますが、このことに先立つて、出入国法案の取り扱いについて、官房長にもつとお伺いしておきたいと思ひます。

これまで四回にわたりまして、出入国法案を国会に提出してきておるわけでありまして、出入国管理令を改正する法案を、今国会に提出する考えはないのかどうか、これを確認しておきたい。

○香川政府委員 今国会に提出する考えはあるかないか、私どもといたしましては、何と申ししましても、出入行政の現状から見まして、改正法案を早急にひとつ成立させていたいただきたいという考え方には、全く変わりはないわけでありまして、

ども、過去四回の国会提出の経過を考えてみますと、いろいろ複雑な問題がございます、容易に改正が実現しないという実情にあるわけでございます。

したがって、できるだけ早く改正を実現するために、やはり関係方面の意見も十分お聞かせ願ひ、いろいろの面から従来の法案を再検討して、ある程度の御理解がいただけた段階で国会に提出するのが適当ではないか、かような考え方でおるわけであります。さようなことから申し上げますれば、今国会に提出することとはまだできないことではなからうか、かように考えております。

○野呂委員 そうなりますと、再検討したい、いろいろの意見を聞いて、なるべく早い機会に提出をするが、その内容等について再検討の余地があるのだというお話であります。さて法案の内容について、従来の考え方にかやがし検討することとを必要としておるのかどうか。これは当事者として局長からお伺いしたいのですが、何かやはりいまだ出た法案で、多少内容の改善を必要とするのではないかと反省あるいはまた、その検討の余地というものを考えになっておるのかどうか、これをひとつお伺いしたい。

○影井政府委員 ただいま、従来提出されました法案につきまして、いろいろの御意見があるということ、官房長から御説明申し上げたとおりでございます。

先生の御質問に対しまして、現在の法案にさらに手を加える余地があるかどうか、これは実は現状におきましては、私ども、方々から寄せられた御意見というものを、これを取り入れる余地があるかどうか、全く虚心坦懐な状況でこれを検討しているというのが現状でございます。

○野呂委員 これは、大臣にお尋ねするのがほんとうでございますから、これ以上追及をしないでおきたいと思ひます。いづれにしても、四回提出されて、それが審議にも入らずに廃案になったという現状を顧みて、やはり情勢の大きな変化に対して

応じて出入国法というものを再検討する一つの問題があるのではなからうかというふうに私どもは思ひます。内容の一端、私どもの考え方をおし上げることは避けたいと思ひますが、いづれにしても、出入国法の早期成立ということが望ましいことにおいては賛成でございます。

さて、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めようということでございますが、その理由をお尋ねするよりも、むしろ今日まで出張所の名称、位置が法律で定められてきた、このことに對してどうお考えになっておられるか、これは局長から……。

○影井政府委員 現在の出入国管理令ができた当時、昭和二十七年ごろの情勢を考えてみると、日本を出入国する人の数が非常に少なかった。したがって、この事務所、出張所等を法律で定めまして、特に出張所につきまして、これをひんぱんに改めるという必要性はなかったということが、当時の状況であつたろうというふうに考えております。

○野呂委員 ということは、出張所の名称、位置を、今度は法務省令で定めようというところとは、非常に国際交流が活発化して、貿易もたいへんな伸びを示しておる、いうならば、行政需要の大きな変化にすみやかに対処するために法務省令で定めたいのだ、こういうことであるかと思ひます。つまり、それが法務省令で定めようとする理由に相なるかと思ひますが、それでいいですか。

○影井政府委員 野呂先生御指摘のとおりでございます。近々、国際的な交流が非常に緊密化してきていて、これに伴ひまして日本人、外国人の出入国というものが非常にふえてきていて、こういう状況を踏まえて、出入国される方々の便利、また私どもの事務的な便利というものを、これをなるべく現状にすみやかに即応させたいというものが、私どもが御提案を申し上げております趣旨でございます。

○野呂委員 この入国管理事務所の出張所と同じ

ような組織で、名称及び位置を定めるについて政令事項になっているものの中に、港関係では税関の支署及び出張所がございます。これは大蔵省令。また検疫所、これは厚生省の関係ですが、これらの支所、出張所も、そうであるということでございます。情勢の変化がありますけれども、むしろこの種の機関の名称とか位置というものは、省令で定めようということが一般的であるのじゃないか、こういうふうにならざるを得ないというふうな考え方、このようにお尋ねするよりも、最近の貿易その他経済情勢の大きな変化に伴ひまして、臨機応変の処置をとるという点からも、当然これは省令で定めたいというのではなからうかというふうな考えの通りでございます。その他同じようなもので、ほかの省で省令事項になっているものは何と何であるか、この際ひとつ……。

○影井政府委員 私どもも承知しております。機関といたしましては、運輸省所管で海運局の支局及び出張所、それから地方航空局の空港事務所、同出張所、それから管区海上保安本部の海上保安部及び海上保安署、そのほか郵政省の所管といたしましては、地方電波監理局の出張所が、いづれも省令事項で定められるというふうに承知しております。

○野呂委員 そこで、この出張所の名称、位置を法務省令で定める旨の、言うならば法務省設置法であります。この改正法案を、昭和三十三年の二十八国会以来、今回と同様に三回提出をしておるということでございますが、この経過についてお伺いしたい。

○豊島説明員 組織の関係でございますので、私から説明をさせていただきます。入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定める旨の法務省設置法の改正案は、御指摘のように三回提出いたしております。第一回は第二十八国会、昭和三十三年でありましたが、このときに法務省設置法の一部改正の中身の中に、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めることとする部分がございました。第二回

目と第三回目は、第六十五国会、昭和四十六年、第六十八国会、昭和四十七年でありましたが、この二回目と三回目は、行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の中におきまして、同種の改正をはかったわけでありました。

最初の第一回の昭和三十三年の法務省設置法の改正は、法務省単独での改正提案であつたわけでありましたが、この際には、実は衆議院内閣委員会に法案がかりまして、その際、各省とも多数の設置法があつたわけでありましたが、機構改革につきましては、できるだけ縮小すべしという意見がありまして、その結果、法務省設置法の一部改正案の中では、実はこの入国管理事務所の出張所の改正部分を削り落とすことになったという経緯に相なっております。

なお、二回目と三回目は、国家行政組織法の一部改正にかゝる改正につきまして、法案未成立に至つております状況につきましては、先生御案内のとおりでございます。

○野呂委員 そこで、二回、三回が、国家行政組織法との関連において整理等に関する改正の中に含まれておつたという点で、これが不成立に終わつて、だめになつてしまつたということでありまして、そういうふうな過去二回は、国家行政組織法との関係の上でいろいろ考えられますがゆえに、一部には、今回の省令にしようという改正は、言うならば国家行政組織法改正の先取りではないか、あるいはまた、これは国家行政組織法の法務省版だ、こういうふうにいわれておるのでありますが、この点どうお考えになるか。

○豊島説明員 御指摘の点でございますが、さような意見のありますことは、私どもも承知いたしております。

確かに、内容的に見ますと、たとえば先ほど申しました第二回目、第三回目、これは国家行政組織法の一部改正の中で同種の改正が行なわれようとしていたという事実から、そのような御批判も出てくるのではなからうかというふうに

思うのでありますけれども、実は法務省といったしましては、この入国管理事務所の出張所の名称、位置を法務省令で定めることにつきましては、十数年来懸案にいたしておりました。先ほど申しましたように、早くも昭和三十三年に、これと同じ意味の法案を提出いたしておるわけでございます。内容的に見ましても、入国管理事務所の出張所そのものは、いわば入国管理事務所の二次出先といったような、権限的にもそう強大な権限を行使するといったような組織ではございませぬし、また規模から申しましても、数人といったような、きわめて小規模な庁がほとんどでございます。そういったしまして、先ほど入管局長から説明のありましたように、最近では地方におきまして、この種の出張所設置がたいへん要望されており、出入国の管理につきまして、地方のこういう出張所において事務を分掌することの必要性というの、たいへん増大いたしておるわけであります。

このような実情を踏まえまして、この改正案を提案したといういきさつがございまして、決して国家行政組織法の一部改正を先取りするといったような意図がないことはもちろんのこと、また、この改正の内容そのものから見ましても、そのような趣旨のものではないというふうに断言できると考えております。

○野呂委員 そこで、この入国管理事務所の出張所が、入国管理行政として外務省から法務省に移管されたのが昭和二十七年八月でした。この発足以来、出張所の新設は一体幾つあったのか、それから廃止は幾つあったのか、現在何庁になっておるのか、この推移について伺いしておきたい。

○影井政府委員 昭和二十七年八月に発足いたしました当時、出張所は三十七庁でございましたが、その後、経済、貿易等の発展に伴いまして六十五庁を新設、また六庁を廃止しております。特に増設は、昭和四十三年以降におきましては、毎年数カ庁ずつを設置するということで、現在は九十七出張所に達しております。

○野呂委員 この入管の事務所の出張所が、いろいろな経済情勢あるいは国際交流の増大に伴いまして、その変化にすみやかに対応しよう、こういう立場で、これから新設される出張所が多くなるのではなからうか、こういうふうに考えますが、最近において、入国管理事務所の出張所の新設が予定されておるところは一体どこどこか、これを明らかにしてもらいたい。

○影井政府委員 昭和四十九年度予算案におきまして、伊万里港出張所の新設を予定しております。そのほか地方公共団体からの出張所新設の陳情はかなりございまして、現在までに愛知県の豊橋港、福井県の内浦港、島根県の浜田港等からの陳情を受けております。

○野呂委員 ところで、この出張所を省令によって定めるといふことになってまいりますと、臨機応変にどんどんやろうということになった結果、出張所が乱設される危険はないか、こういう問題はどうか。

○影井政府委員 これは法務省単独でできませんで、関係各省庁との協議を要するということのほかに、私どももいたしまして、一応の基準というものを持っております。その基準は、概略を御説明申し上げますと、年間に出入港いたします外航船舶の数、それからその近辺に出張所ないし入国管理事務所がないということ、それから将来の展望といったしまして、そこに出張所を設けまして、それがずっと役に立つという見通しがあること、大体この三点を基準といたしまして考えるようにしております。したがって、これを乱設するということとは毛頭考えておりません。

○野呂委員 乱設の心配はない、こういうことですが、それならば変化に、臨機応変に対応しようということになりまして、出張所を廃止または移設するといった予定があるのかないのか。

○影井政府委員 昨年中に北海道におきまして、これは廃止でございますが、根室、それから鹿児島県和泊港、これを廃止しております。それから移転につきましては、現在のところ具体的に考え

ているものはございません。

○野呂委員 新設は問題ないけれども、廃止になると、これは地元から大きな問題が起こってくると思うのです。むしろ出張所を廃止することによって、それによって出入りする船舶にも影響をもたらすことは言うまでもありません。したがって、地元として廃止をしてもらったら困る、こういうことに相なるかと思うのでございます。したがって、新設はいいけれども、廃止あるいは移設が省令でいとも簡単にできるといふことは困る、むしろ設置法で縛っておいたほうが、そういう危険がないというようににもなりはしないか。

したがって、特に地元のいろいろの変化に伴いまして、出張所を廃止するという問題については、慎重に検討しておかないと、むしろそのことが便利になって、新設は喜ぶけれども、廃止の方向でどんどんやっていくんだということになると、これはやはり設置法で、国会の場で議論をして、十分ワタをはめておかねばいけないということにはならないかという心配をいたすわけでございますが、この点どうですか。

○影井政府委員 地元の御便利をはかるといふ意味におきまして、なるべく廃止しないほうが望ましいということ、御指摘のとおりでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、私も一応の出張所を設置いたします基準というものを持っておりますこと、それからさらに限られた予算、それから人員、これを極力有効に活用するという見地から、場合によりましては、廃止に踏み切らざるを得ないことも起こり得る。先ほど昨年中に二つの出張所を廃止した例を申し上げますが、場合によりましては、そういうことも行なわざるを得ないというふうに考えております。

○野呂委員 ところで、昭和四十九年度に伊万里港出張所を設置したいというお考えのようでございますが、これを設置した場合におきまして、経費はどのぐらいかかるのか、あるいは人員配置は

どのように考えられておるか、このことを伺いしておきます。

○影井政府委員 新たに出張所を設置いたしました場合に要します経費といたしましては、土地建物の借料、新庁舎の備品整備費、光熱水料等が考えられる経費でございますが、伊万里につきましては、土地建物借料といたしまして四十九年度予算案に二十四万円、それから新庁舎の備品整備費十四万四千円を計上いたしております。

また人員でございますが、伊万里は私も二人庁というふうに考えておりましたが、入国審査官一名、入国警備官一名、合計二名の配置を考えております。ただ、これは現在、人員の増員ということが非常に困難な状況にございますので、この二人は純増というわけにまいりませんで、私どもの事務所、出張所全般を見まして、その中からこれをさかなければならないという状況でございます。

○野呂委員 さて、入国管理事務所の出張所の設置については、地方自治法第五十六條第六項の適用除外の機関にしよう、こういう考え方のようでありまして、この点について……

○豊島説明員 先生御指摘のように、地方自治法第五十六條第六項では、国の地方行政機関を設けます際には、原則として国会の承認を必要とし、当該条文の第七項におきまして、その例外が規定されておるわけであります。そういったしまして、この入国管理事務所の出張所につきましても、その例外たらしめるといふ形の改正を附則で考えておるわけであります。

ところで、この地方自治法第五十六條第六項の趣旨でありますけれども、これは国の行政事務を適正に運営いたしますために、国の地方行政機関が必要な地方に設置されるわけでありますけれども、一方、それによりまして地方自治の本旨を尊重する上から、国に会におきまして、公正かつ適切な調整をするというために、この百五十六條の六項の国会承認の手續が規定されておるもの

というふうな理解しておるわけでありました。したがって、その趣旨にかんがみて、たとえばその地方組織の権限、規模等から見まして、地方自治に対する影響の少ないものや、あるいは事情の変更によりまして、適時にその位置を変更する等の必要があるもの等につきましても、すべてについて国会の承認を要するまでの必要はないのではないかというものが、第七項で例外を設けておる意味であらうというふうな理解するわけでありました。

○野呂委員 そうですね。お説のとおりでございます。○野呂委員 ところで法務省の機関の中で、地方自治法第五十六條第七項に該当する機関は、ほかには一体何と何とあるのか。

○豊島説明員 地方自治法第五十六條第七項の中に、「司法行政及び懲戒機関」という条項がございます。この「司法行政及び懲戒機関」に該当するものとして、本省の機関では検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、地方更生保護委員会、保護観察所等がございます。

○野呂委員 そうすると、この地方自治法の百五十六條の六項は、「国の地方行政機関は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。」と、第七項で「司法行政及び懲戒機関、これは適用しないのだ、こういうことになっておるわけだ。そうなりますと、国会で承認を受けなければならぬのは、いわゆる設置法というワタの規定だけであるというふうな考えられるわけでございます。したがって、入国管理事務所の出張所と同様に、刑務所にしても、あるいは少年院及び少年鑑別所にしても、これらは、やっぱり省令でやったらどうか、そういう考え方はあるのかないのか、この点をお伺いしたい。

○豊島説明員 御指摘のような考え方は、十分検討に値する考え方であるというふうな存じます。○野呂委員 特に刑務所の場合におきましても、分監はこれは省令で定めておる、親元の刑務所のほうは、これは設置法で規定している、こういう中身においても、若干矛盾を持っておるのではなからうかというふうな考えられます。

○野呂委員 特に刑務所の移転問題につきましては、最近やかましくなっております。これは、最近や、市町村の合併なんかによって、これまた設置法によって改正をしなければならぬ、あるいは移転に伴うそうした件数がかなり多くなればなるだけ、単に府県ということではなくして、市町村まで

きめつけられてくるわけでございますが、こういう点は、当然刑務所も、むしろ入管事務所の出張所と同様に、やはり省令によってそれをきめるという方向をお考えになってはどうだろうかというふうな私どもは考えるわけでございます。

○野呂委員 矯正局長がお見えになっておられますので、法務省として、刑務所の移転問題についていろいろ問題があると思っておりますが、これに取組む態度、今後どうしていかうとしておられるのか。特にプロジェクトチームを編成されて、鋭意検討されておるようでございますが、いろいろな先生方からも、刑務所の移転を希望する向きが多いということも承っておりますが、この現状についてお伺いしたい。

○長島政府委員 先生、御指摘のとおり、現在、非常に社会変動がございまして、それに伴って各地で刑務所の移転についての要請が出ております。法務省といたしましては、こういう全国的な情勢がございまして、ただ個別的にこれに対応していくという消極的な姿勢でなく、一つの長期的な、こういう刑務所の適正配置と申しますか、同時に、刑務所における処遇を一步前進させるといふこと、御指摘のプロジェクトチームというものが発足して、ただいまやっておりますわけでございます。

ただ、地元から代替地等の提供がございまして、それが適地である、しかも緊急を要するといふようなものにつきましては、基本計画に矛盾しない範囲内におきまして、早く取り上げるといふものもございまして、そういう状況で現在、鋭意検討を進めておるといふ次第でございます。

○野呂委員 お話しのうちに、各刑務所の所在地周辺の住民から移転要請が出ておるわけですが、これが全国でどのくらいあります。○長島政府委員 ただいま全国で約三十数カ所から要請が出ておるもので、その一部については、すでに工事に入っておりますものもございまして、○野呂委員 これは官房長にお伺いしたいのです

が、とにかく刑務所の移転等もこれから多くなってくるわけでございます。一々これを設置法できめつけるのでなく、むしろ港の出張所と同様に、当然これは省令によってやっていくべきではなからうかと私どもは考えておるわけでございます。

この点について、十分御検討いただきまして、できる限り近い機会に、ぜひひとつ——こういうものは省令で処理をしていく、そして臨機応変の処置をとり、地域住民の要望にこたえていくということがたいへん大事なことでないか、かように思うのでございます。この点は要望にいたしておきたいと思っております。どうお考えですか。

○香川政府委員 お説のとおり、臨機応変に社会変動に応じまして、措置しなければならぬ問題でございますので、私どもとしては、できれば、さような体制に法律的な制度を持ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○野呂委員 終わります。○中山(正)委員長代理 午後一時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時三十分開議

○中山(正)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長が所用のため出席できませんので、指名により私が委員長の職務を行います。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

大出俊君

○大出委員 今回の設置法改正にあたりまして、まず二つ三つ問題がございます。一つは、法案の末尾についておきます表でございまして「東京法務局機構新旧対照表」、こういうのでありますが、旧来の東京法務局が庶務課、職員課、会計課、訟務部の第一課、第二課、第三課、民事行政部、この中に民事行政調査官、総務課、

が、とにかく刑務所の移転等もこれから多くなってくるわけでございます。一々これを設置法できめつけるのでなく、むしろ港の出張所と同様に、当然これは省令によってやっていくべきではなからうかと私どもは考えておるわけでございます。

この点について、十分御検討いただきまして、できる限り近い機会に、ぜひひとつ——こういうものは省令で処理をしていく、そして臨機応変の処置をとり、地域住民の要望にこたえていくということがたいへん大事なことでないか、かように思うのでございます。この点は要望にいたしておきたいと思っております。どうお考えですか。

○香川政府委員 お説のとおり、臨機応変に社会変動に応じまして、措置しなければならぬ問題でございますので、私どもとしては、できれば、さような体制に法律的な制度を持ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○野呂委員 終わります。○中山(正)委員長代理 午後一時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時三十分開議

○中山(正)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長が所用のため出席できませんので、指名により私が委員長の職務を行います。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

大出俊君

○大出委員 今回の設置法改正にあたりまして、まず二つ三つ問題がございます。一つは、法案の末尾についておきます表でございまして「東京法務局機構新旧対照表」、こういうのでありますが、旧来の東京法務局が庶務課、職員課、会計課、訟務部の第一課、第二課、第三課、民事行政部、この中に民事行政調査官、総務課、

登記課、戸籍課、国籍課、供託第一課、供託第二課、これと同じ建物の中にあつて日本橋の出張所の第一課、第二課、人権擁護部の第一課、第二課、こうなつておるわけでありまして、これを、民事行政部を二つに分けて、民事行政第一課、これが旧機構の登記課を不動産の登記課と法人の登記課、特に法人の登記課は二課、二課に分けて機構の改正が行なわれる。さて戸籍課、国籍課、供託第一課、供託第二課は、民事行政第二課といふことになる。実はこういう分かれ方になつておるわけでありまして、日本橋出張所の第一課、第二課が上に上がつていきます。そういうことでございますから、民事行政第一課、第二課に分かれるわけでありまして、この限りでの人員についての増減はないのであります。

そして旧来の人でございまして、民事行政部の部長さんが一部長になるとすれば、新しく民事行政第二部長さんができる、こういう配置であります。ここで部長が一人ふえる、こういうわけでありまして、この問題をめぐりまして、人がふえない、業務はますますふくそうする、部長が一人ふけいふえるだけだ、こういう形では、単なる管理強化につながるだけであつて、たいへん忙し仕事に追われておる職員のためにはならない、だから、断じて賛成ができませんという趣旨の、職員の諸君からの強い要請がございまして、これがほかならぬ、東京法務局の中で働いておられる方々のおっしゃることでもあります。新年度の配置の中でどうするかということは、予算その他の関連等々ございまして、いづれにしても、単なるこの種の改正では、私も、この関係の仕事は、何べんか行つて見ておりました、知つておりますが、たいへん忙しくなつておる。

提案理由の説明を見ますと、これは単に登記だけが複雑多様化しているのじゃないわけでありまして、その他の業務も同様にたいへん忙しくなつておるわけでありまして、それらのことを勘案いたしますと、この問題は、どうも職員の諸君が言つてきたことを、そうですかといつてはつてはおけ

ないわけではございまして、これらにかかわる皆さんの考えを、まず聞かしていただきたいので

○香川政府委員 民事行政第一課、第二課を設けることによる増員の問題でございまして、この設置法の改正法案の関係資料として、機構の新旧対照表に記載しております人員は、増員を四十九年度分について何ら勘案してないと申しますか、現在の人員をもとに、そのままであるという形を記載したわけではございまして、ただいま御審議いただいております四十九年度予算案におきまして、法務局関係は百八十名の純増が認められることになつておるわけではございまして、それをお認め願いますれば、それによりまして、東京法務局に事件の数等に比例して人員が配分されるわけではござい

先生、御指摘のとおり、東京法務局の日本橋出張所は、大規模な商業登記の専門出張所でありまして、事務負担が非常に増大しておるわけでありまして、かりに、かような機構改革がないといつたとしても、増員を配慮しなければならぬ状況にあるわけではございまして、機構関係とは関係なしに、商業登記事務の処理の体制として増員が当然考えられるというように考えておる次第でござい

○大出委員 これは、一べんあなたの方のほうで、関係の職員の方の心配というのは、管理の責任ある立場からすれば除かなければなりません。そういう意味で、もちろんできる話、できない話がおありになりましようが、しかし世の常のあり方として、どこの省でも、この種の問題は、回を重ねて何とか話をつけないければならぬ性格のものでありますから、そういう意味で、ぜひ話し合ひを詰めてみていただければ、こう考えるわけでありまして、私も事情を聞いてみて、第三者としてなるほどごもっともな心配だといふ気がいたします。その点は、ぜひひとつ、御配慮いただきた

ります増員問題の——東京法務局傘下の配置というものもありましよう。これまた可能な限りしか話ができないのでございまして、たいへん事務的な筋道でございまして、別に大きな政治問題ではないのでありますから、たいへん事務的な筋道でございまして、管理強化であるだけであつて、つまり組合用語でいう締めつけが強く、だめがし、忙しさというものの解消にはいたした役に立たぬ、焼け石に水みたいなことじゃないか、ならば、これは賛成ができません、ということになりますので、ぜひその点は、慎重な御配慮をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、この法律の立て方、出し方、でございまして、一言で言つてしまえば、国家行政組織法の改正案が回を重ねて何べんか出されて、今回はお出しになるのかならぬのか、わかりませんが、つまり国家行政組織法で考えられていた各級の国会で議決するものを、政令その他に落としていくという——これは昭和二十四年ごろでございまして、いまの経済企画庁長官の内田さんとか、私のところの委員長の成田さんとか、いろいろ方が、こまかい質問をいたしておられます。国家行政組織法というのは、松岡剛吉さんが当時、衆議院で政府提案の大修正をしまして、こんなことをすれば官僚の阿房宮がでさがる、じゃないかといふことで、みんなぶつた切つて、つなぎ合わせてこしらえた法律でありますから、国家行政組織法はそういう意味では数々の問題がある。その中の一部分、法務省にかかわるものを取り上げておる形になる。だから、言ひ方によれば、国家行政組織法改正案の法務省版であろうなどという意見も出てくる。しかし、それなりに入管の出張所が、あるいは税関であるとか検査所であるとか検疫所、幾らかそういう問題とのかね合ひなど、一面ではある。新しい港ができた、そこに出張所をつくらぬわけにもいかぬといふ問題も出てまいります。時期もある。それがわからぬ筋合いではないけれども、いま私が申し上げた大きな筋が一つありますので、それとの関係から見ると、

旧来ではない新しい出し方になつておる。これが実は論点であります。

実はこの国会で、しからばこれを論議して詰めるわけでありまして、今度は出ませんが、ここに触れてまでの長い議論をしなればならぬといふ、その根本は一体どう考えるのか、そういう議論が実は私どものほうにありまして、それをやることになるとすると、そう簡単にこの国会でこれは通らぬ。まして、きょうは委員長が中山さんでございまして、徳安さんじゃございせん。どうも日の丸の旗が何かなびいてきそうな靖国神社なんかがございまして、後半はやかましい世の中になりまして、そうなりますと、なかなかこれはやっかいな扱いになつてしまふなどということも気になるわけでありまして、一べん、だから旧来のような方式で今回は議論ができないかといふところを私は考えているわけでありまして、

もちろん議会運営に関しては、各政党でやることとでございまして、政界がやるにしても、やはり与野党の皆さんのものの考え方、背景、意見、提案者である法務省の方々の気持ちが反映をしなければ、ものはまともなりません。そういう意味で、これは一べん出し方についての御検討を願ひぬかといふ気がするのであります。まだ早いとおっしゃれば、それでいいわけでありまして、そこらところを、これは国会でやることで、すからというならば、そういう答弁でもかまいませんけれども、問題提起という意味で申し上げるでございまして、大臣お答え願ひればけっこうでございますが、もしもすれば、官房長でもけっこうでございますが、私の考え方について御検討くださるおつもりがあるのかないのか、まずもつてそこを念のために聞いておきたいと思ひます。お答えをいただきたいのであります。

○香川政府委員 お尋ねの点は、入国管理事務所の出張所の問題であらうと思ひますが、この関係は省令に委任していただく改正案を提出いたしました趣旨は、問題になつております行政組織法の

他方、地方自治法の百五十六条の規定を見ますと、これは地方自治の趣旨を尊重するということとからの規定かと存じますが、この中で国会の承認を得なくてもいいとされているものとの対比を考へてみました場合に、入管の出張所というものは、やはりこの百五十六条の国会の承認を得なくてもいいという例外に属しても差つかえないのじやないかろうか。これは地方自治法の地方自治を尊重するという趣旨からのことですが、そのほ

次に、大臣に承りたいのでありますが、実は横浜が私の選挙区でございますが、前回の中国北京で開かれました第一回のアジア卓球選手権大会に

引き続きまして、一年置きになっておりますが、本年は日本がその主権国ということと、ここにございますけれども、横浜はたまたま市長が飛鳥田でございますので、そこらのこともありまして、この名誉総裁を日本卓球協会の会長をやつて、おられます永野重雄さんをお願いしてあるようでございます。横浜が場所でございますので、市長がその下で会長をやれ、副会長に日本卓球協会の川上副会長さん、あるいは神戸、高城副会長さん

ところが、ここで一つ非常にむずかしい点は、去年の大会でいろいろ相談をされて、入国を認めないというところが出てまいりますと、はたして開けるのかなという心配が実は起る事情にございます。したがって、先般、私は外務大臣にもこの席で承つたのですが、本日は中村法務大臣に、何とかこれを前に進めるべくお骨折りいただけないかという気がいたしました。まずもつて、これをめぐります大臣のお考えを、概略お聞かせいただきたいのでありますが、いかがでございますか。

○中村国務大臣　事柄がスポーツでございますから、私どももそういう点を踏まえて、今後検討したいと思っておりますが、まだ入国申請書等は具体的に出ておりません。出ました曉で、関係省ともよく相談をいたしまして結論を出したい、かように思っております。

○大出委員　外務省の方に承りたいのですが、この間、私が外務大臣に質問をいたしましたときに、カンボジア王国民族連合政府、ここの代表団

○大出委員 全くないというのではなくて、希望の表明がやわらかくあったというように受け取ってよろしゅうございますね。

そこで、外務大臣のお答えは、それが文化であ
れ、あるいは芸術であれ、学術であれ、またスポ
ーツであれ、政治的背景がない、そういう場合に
は、国際情勢の大きな変化もこれであり、基本的
にどうか、こういうお尋ねがあてであるとすれば、
私はいける限り、こういう方々については認める
方向で努力をいたしたい、こういう答弁をなさ
まして、いま中村大臣がお答えになつておりま
すと同じように、手続がとられましたときには、
それに従つてんだんだんの検討をさせていただ
きたい、こういう締めくくりのやりとりに実はな
つておるわけでございます。

ところで、手続でございますけれども、いろいろ関係者に聞いてみましたが、十五日、これがぎりぎりの期限でございます、十五日までに決着がつかまないと間に合わない結果が選手団の中に出てくる、こういうことであります。ラオスなど

もありますが、中国のほうです。待機している国、地域もあるようでありまうけれども、そういう計算になるようでありまう。かといつて、いろいろな準備が進んでおりますので、どうしてもだめだということになるならば、手続をとつてみたところで成り立たぬものは成り立たぬわけでありまう。中国の側等からも、いろいろな話が入つてきておるようでありまうけれども、昨年の北京大会でいろいろやりとりをしたときに、だめだ、入れないという国が出てきた場合には、われわれも参加はできない、今回またアラブの諸国なども、もしも認められないという国が出てくるとすれば、われわれも参加をしないのが筋ではないかといふことが特につけ加えられて送られてきていますのであります。したがって、そういう障害もありませんので、何とか曲がりなりにも一つの見通しを得たい。そうでないと、手続をしてどんどん入つてきてしまつた、さあしかし、大会はやめましたといふことになるのであつては、来る方々にも申しわけがない。そういう実はたいへん大きな当事者のあせりがございませう。

そういう意味で、ひとつ大臣に重ねてお伺いしたいのでありますが、昨年の国連総会における南北両朝鮮、韓国並びに朝鮮民主主義人民共和国の方々の同時オブザーバー招請等の手続もありまして、以来たいへんな変化が出てきております。そういう意味で、今回は平壤の市長さん等の問題も、これは役員といふことでございませうが、出てきておるようでありまうが、私は、まずもつて、そこあたりは、旧来のおきさつもあり、法務省が前向きでお考えいただいていいのではないかと、そう思います。

もう一つ、南ベトナム臨時革命政府でございませうが、この場合も、かつて北ベトナムの方々と一緒に日本に來た、こつて北ベトナムの方々がございませう。時の田中法務大臣でございませうが、ベトナム復興アビールといふことであれば認めたいといふ発言をいたした時に、外務省がこれに反対をするといふ場面があつて、私、この席で

質問をいたしましたことがございます。結果的に北ベトナムが代理申請をするという形で二人の方がお入りになつておる実績もあつた。したがつて、まずここのところは、ものごとをはつきりさせていたとしてもいいのではないかと、うきでするのではありませんが、区切つて承りますが、いかがでございませうか。

○中村國務大臣 たいまお話しした点につきましては、まだ十分に部内の相談もできておりませんので、専門に取り扱つております入管局長がおりますから、答えさせます。

○影井政府委員 今回の卓球大会につきましては、私どものほうに、大会の大綱と申しますか、それから、それに伴ひまして、こつていう国からの入国を考へておるからひとつよろしく頼むといふ御要望を承つております。

そこで、たいま先生おっしゃいましたように、日本がまだ承認していません国ないし地域からの人の入国といふことにつきましては、これは事柄の性質上、当然制約といふものがあるわけでございます。

そこで、今回の卓球大会に際しまして、それらの国ないし地域からお入りになる方々は一体どういふ方であるのか、それからお入りになりましたからどういふふうな行動計画をしておいでになるか、そういうことを承りながら、私どもで考へたいといふことを申し上げております。そして私のほうで要望しておりますそういう事項につきまして、まだ御連絡がございせんので、実はなるべく早くそういう点をお知らせ願ひたいと私のほうからお願いしておるのですけれども、そういう点がまだいただけてないという状況でございませうので、現状におきましては、何とも申し上げかねるというところでございませう。

○大出委員 けさほど関係の方々が集まつて、これは与野党を問わず、政治関係の方々も御参加いただける方々がおいでになりますから、いろいろな相談をしております。心証と申しませうが、法務省の皆さん方、さつぱらに言へば、

全くもつてかた過ぎまして、にっちもさつちもいかぬといふことならば、いかぬようなことを考へなければならぬだらうし、そこらはどうなんだろうかと、こつていうことでおっしゃられていて、それはわかつておるんですけれども、片一方の皆さんのほうも、なかなか出し切れずにいる形だと思つて、そこらところは、だが、そう言つていつて時間がありません。したがつて、これはできる限り早く、それらのことについて皆さんのほうにも申し上げて、御検討いただかなければならぬ筋でございませうが、それにしても、ごく概略と申しますか、ごく大ざつぱりと申しますか、こんな感觸だといふふうなことでいい、なぜかといふと、国内で国内の方々がやるのじゃなくて、アジアの各地域の方々といふことでありますだけに、たいへん氣を使う面が多いわけでありませう。

そういう意味で、出したがだめだとなつて、これは一つの政治問題になつてしまふ。のつびきならぬことがございませう。そこらでございまして、実はいまお話しのようなことになつてゐるのだと思つております。そこで、いま私は、朝鮮民主主義人民共和国なり、あるいは南の臨時革命政府なりといふ話をいたしました。先ほどはカンボジアの王国民族連合政府関係の話もいたしました。そのほかにラオスの愛国戦線であるとか、あるいはパレスチナの解放機構であるとか、全部入れますと五つばかり、いわゆる未承認国と申しますか、あるいは地域と申しますか、そういう形のものがある。それだけに、実はいま私が申し上げたようなことが出てくるわけでありませうが、手続はいかようにもいたしますが、大筋として外務大臣が言つておられますように、政治的な背景がない場合には、學術であれ、あるいは文化であれ、あるいはスポーツであれ、基本的なことを問われれば、私はできる限り前向きに對処してまいりたいといふ気持ちでございませうといふのが、私に直接お答えになつた大平さんの答弁なんですけれども、せめてそのくらいのところまでは言つ

ていただけてしかるべきものではないか。

旧来、どうも外務省のほうがかたくて、南の政府の場合などは、田中さんが田英夫さんの質問に答えて認める発言をしたところが、外務省からいきなり反對談話が飛び出すといふことで、二転、三転しましたが、あのときに、こまかく時間的ズレを全部書いてみて、こゝで私は質問したことがある。そういう手数なことにならぬように、せつかく外務省もあそこまで話したわけでありませうから、その辺のところを、いまのお話でなくて、少し進んだそのくらいのところまでは、それが一般論であつて、概説であつて、ひとつお答えをいただければ、いふ氣がするものであります。そこらで、実は出したのは、やまやまでございませうけれども、非常に困つてゐるところでありますからといふことでしようから、一つの心証といふ意味でお答えいただけたらと思つておりますが……。

○中村國務大臣 大出先生もいろいろ慎重な御発言をしておいでおるようですが、私ども、実は政治的な立場から考へております基本を申し上げますと、韓国と北朝鮮のように国境がはつきりしておることは、かりに未承認国でありましても、これはスポーツのことですから、できるだけおらかな態度ですべてを処していただけたらよろう。ただ問題は、南ベトナムの臨時政府とかカンボジアの王国民族連合政府とかいふようなところは、非常に苦慮しておるのです。片一方、日本と外交のある政府がありまして、その政府と同じような地域でいふば戦つておる相手でございませうから、その日本と外交のある政府と全然反對の立場の人を、スポーツだからといふことで入国を認めていいのかどうか。これは認めないという態度が私はほんとうだと思つてゐるのです。もしスポーツだからといふことで、日本と外交のある政府が、こちらもけつこうでつて言つてくれれば別ですが、いやしくも反對であるといふ意思表明なんか特にありますれば、これは入国を認めるといふことはできないのではないかと。

要するに、問題は、地域が確定してゐて、そこ

に一つの未承認国家があるということならば、考
え方はどうにでもできると思ふのです。基本とし
ては、そういう点をいま考えておる。事務当局は
どう考えておられますか、わかりませんが、私の立場
としては、そういうふうに考えております。

○大出委員 この南ベトナムの臨時政府の場合
も、これは、ときに北ベトナムが代理申請と申し
ますか、そういう申請のしかたで入ってきたとい
うわけでありました。したがって、今回の場合も、ど
こかの国が代理申請をしなければならぬことにな
る。これは当時、南ベトナムの場合には、たいへ
ん政治的な意味がありまして、南ベトナムのチュ
ー政権と臨時政権との間に争いが現にあった。和
平会談というものがあつたけれども、一緒に交渉に
出席しないとか、敵対関係の相手方のままであつ
た、その関係は、それがあつたときの代理申請の形
になつてゐるわけでありました。

したがって、私が心配するのは、アラブの諸国
なり中国なり、最近には特に政治的な面で考えな
ければならぬ。外交というものは生きておりますか
ら、そういう意味で非常にむずかしい面もある。
だから、いまの基本的な考え、これは大臣のお考
えでありますから、それはそれでよくわかります
けれども、しかし一つのアジア地域の各般に及ぶ
団体競技でございまして、それを何とか成り立
たせなければならぬという別な角度からの問題
点もある。だから、そこらのところを、しからば
一体どういふふうにかつていくか。だから、代理
申請というものを主催者側は言つてゐるわけであ
りますけれども、そこらのところを検討をいただ
いて、何とかせつかつこの大会を成り立たせて
いたしたいと思います。

そういう関係にあるというのとはわからねわけ
ではない。北朝鮮の場合であっても、その意味では
韓国との間は、この間もいさごがございましたよ
うに、いろいろな関係にありますが、突き詰めてい
けば、私どもの見解からすれば、そういう意味で
は、あえてそれが政治という問題でない限りは、
その辺は決断をすべきではないかという気がいた

すのでありますけれども、そこまで申さぬ手前
で、もう少し皆さんのほうで御検討いただく余地
がないかという点を、さらに重ねて承りたいわけ
でございまして、いかがでございましょうか。

○影井政府委員 ただいま大臣から基本的な考え
を御説明願つたわけでございしますが、これは問題
として非常に困難かと思ひますけれども、ほん
とに純粋なスポーツであつて、それ以外のいかな
る意味も含まないというふうな場合も、全然余
地がないというふうに考えるべきかどうか、これは
私、その余地がないということまで申し上げる必
要はないだらうと思ひます。

また、もう一点といたしまして、スポーツとい
う範疇あるいは文化交流という範疇という一つの
範疇を設けまして、およそ抽象的にその範疇に入
るものなら、どんな場合でもよろしいというこ
ろまでは、まだいけないのだから私は思ひま
す。結局、一つ一つの個別的に、その内容をよく突
き詰めて、先ほど申し上げましたように、い
ろいろな制約というところもあわせて考慮いたし
まして結論を出すべきものではないか、このように
考えております。

○大出委員 私もさつぱらんな話、だいたい
つけて、私らしくない氣を配りながら質問をして
いるのですが、なかなかむずかしいところござ
いまして、大臣にどこまで答えていたいただい
たいのやらというところ、実は頭の中にありなが
ら承つておるのではありません。たいへん氣を使
ひまして恐縮でございしますが、大臣がござ
います。これは基本線をおしやつたわけでありま
すから、これは大事なところだと思ふのです。大臣
が御指摘のとおり、国と国との間でつき合ひのあ
る相手方があるわけでありまして、その国との
関係でいへばこういふことになる、こういふ切
断することは、ごもつともなわけ、一つの筋を
通しになるというわけでありまして、よくわか
るわけでありまして。

スケジュールで、いかなる行動で、いかなること
をおやりになるのかということをお早く出せと言
つてゐるのだが、お出しにならぬという、大臣が
おしやつてゐるその筋のわかるのですが、実は出
て言われたから出しました、だが、大臣のおし
やることで、こういふことならば出すことに意味
がなくならない、したがって、皆さんのほうで出
ないと言つてくれているところ、が、実はた
いへんむずかしいところでございます。だから、
さつきから私申し上げてゐるように、出すに出
ないそのむずかしさが出さうにもある。出して
しまつた以上は、これは何とかしてやらねとい
うことになつてしまふ。これはまたスポーツとい
ふ世界における国際的な関係がある。準備は進ん
で、こういふわけでありまして。

ですから、これは純粋なスポーツでいつていた
だきたいのでありまして、背景の政治にぶつか
つてしまつたといへん困るわけでありまして。へた
に出した、だが、この基本線で、こうなると、事
政治問題に飛びはねかねない、そこになかなか出
切れないむずかしさがあるということございま
す。したがって、いまお話しただきました純粋
にスポーツということであるならば、全くもつて
余地がないというところを言ひ切るわけではない
けれども、まあ裏を返せば、全く余地がないとい
うわけでもないという受け取り方になる。かとい
つて、文化交流であるから、あるいはスポーツだ
かという範疇をきめて、ならばいいんだとい
うところまでは、まだとてもいける段階ではない
といふのが一つついているわけでありまして、非
常に狭い道でございまして、そこに全くもつて
余地なしという細い道がある。その道の
中、つまり、いろいろな条件を限定すれば、ま
あ余分なものを排除していけば、狭い道だつて通
れるはずでありますから、そういう意味の狭い道
に入り得る条件の確定が必要なんだと、こうい
う受け取り方をしておられなければ、私どもも
もう段々の相談をこれからはしなければならぬ
、こう思ふのであります。なかなか承りにくい質
問

をして恐縮でございしますが、可能であれば
お答えをいただきたいと思ふのでありますが、い
かがでございましょう。

○影井政府委員 ただいま先生からお述べにな
りましたところ、大体、私どもの考えを御理解
いただいたものというふうに思つております。

○大出委員 そのままでたいへん無理な質問を
いたしました。恐縮でございしましたが、そうお
答えいただければ、それ以上の質問は差し控
えさせていただきます。たいへんむずかしい扱
いになります。わか
り過ぎるくらいわかつたおぼろけであります
が、私もこんなふうな神経を使う質問をしたの
は、初めてなんですけれども、まあ、そのとこ
ろはぜひひとつ御理解をいただきまして、政
治力ある中村
法務大臣でございまして、ひとつ曲がりなり
にも、サザエの何とかやら曲がりなりにも、
その狭い道筋を何とか通り抜けていきますよ
うに御配慮を賜りますよう、これは要望でござ
いしますが、お願いを申し上げておきたいわ
けであります。

最後に、一点だけ官房長に承りたいのであ
りますが、先般、御質問いたしました横濱の
下にあります横濱刑務所、なかなかこれが大
きな刑務所でございまして、この間、替地
の問題その他金が幾らかかるといふところ
までいろいろ聞きまして、一べんにといふ
ことは、なかなかむずかしいのかもし
れない、そういう気がいたします。か
といつて、現状を捨てておくわけにいか
ないことも、また現実の問題であります。し
からば、そこらでどうするか、これが課
題でございまして。

が、そのためには法案の出し方ということにあるいはなるのかもしれないし、その法務省当局のつらさもわからぬわけではないわけでありすが、かといつて、われわれの側も初めて変わった形で出てくると、それなりに反論が出る、これ世の常であります。したがって、できれば真意を承つておいたほうが、今後のものの議論に役立つわけでありまして、その辺の法務省の御苦心のほども、この際お述べをいただければ幸いだと思いますが、差しつかえなければお話ししたいでございます。

○香川政府委員 本来、矯正局長から御答弁申し上げるのがあるいは筋かと思ひますが、私からかわつて申し上げますと、全国的にはいろいろ地元の要望があるなしにかかわらず、刑務所の位置として、あるいは機能から考えまして、必ずしもその地におることが適当でないというふうなところは相当数あるわけでございます。

その中でも横浜の刑務所は、大規模の刑務所でございますが、まわりの開発の状況等を見ますと、御指摘のとおり、やはり早急にしかるべき場所に、ふさわしい場所に移転すべきものだということは基本的に考えておるわけでございます。ただ、これを具体的にいかようにするか、各あつちこつちに刑務所があるわけでございますけれども、その刑務所の収容者にまだ余裕のあるようなところに分散配置するというようなことも、矯正当局で検討されたようでございますけれども、なかなか大刑務所でございますのでそれはまいらない。やはり横浜刑務所の移転を考へざるを得ないという結論でございますが、先生御承知のとおり、神奈川県で横浜刑務所の移転地を求めるとなると、これは、また移転先いろいろな問題がございます。そこで、やはり全国的な規模で刑務所の配置を考へるその一環としてこの問題を早急に解決したい、かような考えでございます。

さような点から申しまして、これは、おことばございましたので、甘えて申し上げるようでございますけれども、率直に申し上げますと、現在、

刑務所につきましては、設置法で最小行政区画まで定められておるわけでございます。これは、そういうことを申し上げては、はなはだ失礼でございますけれども、刑務所の移転というふうなことを考へる場合に、いろいろ非常にやりにくい面があることは御推察いただけると思うのであります。その辺のところもあわせお考えいただきたいというところを、この際お願い申し上げます。

○大出委員 実は昨年、いやいから、起源を言え、四、五年前に、横浜刑務所、大きな刑務所でございますが、刑務道路がございまして、ここには側溝がないんですよ。これは逃亡だ云々だとからみまして、側溝がないから、へいに降つた雨が、コンクリ打つてありますから、みんな流れて周辺の住宅に入つてしまふ。まあ大騒ぎをやりました。そうかといつて、ちょうどそのときは、あの中に新しい未決の方の収容施設を建てていふんで、建てていふのに、どけろと言つたわけにもいかずという気がありまして、周辺の御町内の方から、一晩私じつくりお話を聞いて、それじゃとりあえず側溝をつけて水が流れ込めようにする、そこで責任を負ひましようと言つて、横浜へ行つたらおどかさされて、あの刑務所の用地はおれのところじゃない、市民の税金をそんなところに使ふのか、こう言われたので、しょうがないから刑務所長さんに会つたら、私のところにも市民から苦情がきて困つていふ、だから先生、いまだから言ひますが、砂利でもセメントでもとにかく材料をください、私どもで時間外でも何でもやつて側溝をつくりましようと言つたわけ。そこで言われたので、しょうがないから、側溝をつくつて、そこへ水が流れるというので、以来四、五年になりますか、がまんして皆さんがいたわけなんです。

だが、どうもこれも、もうかんにん袋の緒も切れる時期で、まわりは全部山ですりばちになつていますから、山にうちが建つていふのですから、子供に、みんな作業してゐるのが見えるわけだから、あの変つた服を着てゐる人はどこのおじさんですか、こうくるわけですからね、おかあさんに。そこで言われると、しかたなく実は昨年のこの国会、この席で、刑務所を移すとなつと、一体どういふ手順で幾らぐらい金がかかりますか、あとの土地はどうなりますか、いなかを買ふのだから、町の中になつてしまつた刑務所のあと地だから評価額は高いわけですから、差額で刑務所は建ちませんかといふ実は立ち入つた質問まで、こまかく刑務所についていたしたわけでありまして、ところが、さて場所はどうするんだというので、私は、あのとき、場所が皆さんでさがすのがまず筋じゃないか、それで、この辺どうだと見当ついたら、市民協力しろ、市も協力しろ、出ていけと言つた本人も、協力しろとおつしやつてくれれば協力しますと言つたんですが、そのあとで、私はそれを予測したんじゃないんですけれども、区民集会なんかが開かれました、区民集会で何とかとてもらいたいという話になつてきた、これは私と関係ないのですけれども、それで、だんだん世間一般の認識を得て、どうも大きな運動になりそうなき感じになつてきていふわけでありまして、さて、諸君が考へてもなかなかあつた地はない。ないが、現実にははつておけない。となると、いま香川さんおつしやるような、他府県であつてもどこかに、全部一括でなくとも移転を考へなければならぬこともあり得るわけでありまして、いまそういうお話でございましたが、そうすると、さて、いまの法律では何町まで書いてあると言われることが逆にどうも私どものつらさでございまして、けれども、なかなか踏み切れない、こういうジレンマがあるのです。しかし、そこらのことは、この国会でどうなるかは、さつき冒頭申し上げましたように、私はむずかしい気がしますが、取り入れて、大所高所に立つてどうすれば全体がうまくいくかといふことは、私どもひとつ考えますから、ぜひひとつ、皆さんのほうでもお考えをいただいて、これは、できる限りもう少し突っ込んだ話をするようにさしていただけたらという

気がするのであります。冒頭に申し上げましたように、扱いは国会がきめまふ。しかし提案者でございすだけに、そこらの御検討をいただくという面では、皆さんのほうも鉄の棒でなしに、ひとつ余裕を持つていただいて、少し柔軟に御検討いただくようお願いいたします。

二点申し上げましたが、もう一ぺん簡単にお答えをいただきます、終わりたいと思つたのであります。

○香川政府委員 事柄は、入管の出張所にいたしましたけれども、刑務所にいたしましたも、一般国民に非常に関係のある問題でございまして、さような国民の需要が、できるだけ円滑、迅速に達成されるという方法はどうかという問題に帰着するわけでございますので、その観点からいろいろお知恵も拝借し、またお願いも申し上げたいと思ひます。

○大出委員 どうも、たいへんむずかしい質問をいたしましたので恐縮でございましたが、以上で終わらせていただきます。

○中山(正)委員 長代理 中路雅弘君。

○中路委員 きょうは、法務省設置法の一部改正案の内容に関連して御質問したいのですが、第一番目の問題について、大出議員も御質問されましたが、登記事務の増大で複雑多様化している東京法務局の民事行政部に、局内にある日本橋出張所を統合して行政第一部、第二部の二つの部に分割するということが、これは行政機構の整備になるというお話なわけですが、先ほども大出議員が質問されましたが、この整備で、あとに出ていす、いまの定員ですが、行政第一部四名、第二部七名、この定員については、いまのところ変化はないといふことですか。もう一度お尋ねします。

○香川政府委員 四十八年度の現在員を基礎にして記載されておるわけでございますが、四十九年度に増員を見ました上は、増員というふうなことも講ぜられることはあるらう、こういうことでございます。

○中略委員 行政機構の整備ということでお出し
なっているわけですが、実際現場で仕事をされ
ている方の声をお聞きしました。今度のこの新
機構が——いままで日本橋の二課制の場合は、指
定職になっていないわけですね。それが本局の
一、二課になるわけですから、指定の管理職が実
質的にふえるということ、現在のままで、定
数がお話のように職制はふえるわけですが、定
数がふえない。管理機構の簡素化ということに
逆行して、むしろ複雑化させる面があるのでは
ないかという意見も出ていますけれども、いま
までの場合、特に登記事務を円滑にする、あるいは
利用者にサービスをしていくという面では、やは
り必要な部署に職員をふやすということが第一に
重要だと思っております。

これは、いまお話しのように、四十九年度では
検討もしていくというお話ですが、今度統合され
ます職場の皆さんの意見を聞きますと、もしこの
新機構を認めた場合、六名ぐらいの職員が必要だ
という意見も職場に出ていますけれども、この点
もいろいろ現場の実際の皆さんの意見も聞いてい
ただいて、この新しい機構が、管理職だけふえて
——これは組合の団結権とも関連してくるわけ
ですから、実際にこの機構が、そういうほんとうの
意味で登記事務の円滑化と利用者に対するサー
ビスという面から見れば、いま現場で働いて
いる皆さんの御意見でもっともな点もあるわけ
ですから、十分その点で話し合っていたいていく
必要があるのではないかと。いまのままで、むし
ろ職制機構のほうが強化的な問題だけが残り
残るということにもなりかねないわけですから、
その点のお考えを、もう一点お聞きしておきたい
と思っております。

○香川政府委員 今回のこの民事行政部の分割
は、いわゆる指定職をふやそうとか労務管理の強
化というふうなことは、全く考えていない
わけでありまして、これは組合とも、その辺の
ところはよく話し合って、理解されるようにつと
めたいと思っております。

増員の点の問題は、これは四十九年度、先ほど
申しましたように、法務局で全国百八十名の純増
がございまして、それを本省のほうから、東京
法務局分としての割り当てがございまして、あ
と東京法務局の中で、それをどの部署に配置する
か、増員するかということがきめられる、かよう
な形になるわけですが、御趣旨よく東京
法務局にも伝えまして、組合ともできるだけ話し
合いをして、その意思の疎通をはかりたい、かよ
うに考えております。

○中略委員 いまの問題と関連して、登記所の職
員の皆さんの問題、統廃合問題について何点かお
聞きしたいのですが、これは全法務の労働組合が
出された資料ですが、最近十年間、昭和三十
八年からの「登記事件数および職員数しらべ」
という表があります。これを見ますと、甲号の登
記事件、土地建物の売買等だと思えますが、これ
が昭和三十八年を一〇〇としますと、二倍以上に
四十八年になっていまして、登記乙号の指数を見ま
すと、これが三・六倍。道路、鉄道、工場用地、
住宅などの急増で登記事務が非常に増大してい
るわけですね。仕事もふえている。人員のほうは
を見ますと、登記従業員数、人員ですが、同じ年
度で十年間一・五％、ほんのわずかし、三十八
年を一〇〇としますとふえていない。事務量の増
大に比べると、全く問題にならない現状なわけ
です。

いま全国的に、なかなか登記の権利証がもらえ
ないとか十分親切に教えてもらえないとかミスが
出るとか事務がおくれるとか、いろいろ登記の問
題について、私たちも苦情を聞くわけですが、こ
ういった問題について、どういうところに一番問
題があるのか、お考えを最初にお伺いしたいと思
います。

○香川政府委員 登記所の事務、これは何と申し
ましても、サービス機関でありまして、国民の需
要に十分こたえる体制をとることが何よりも肝要
でございまして、御説のとおり、現状におきましては、理想的な

ところまではいっていないというよりは、何とか
しなければならぬところまで来ておるように思
います。一番の問題は、何と言っても、やはり人
手が足りないという点であることは、否定できな
いと思っております。関係当局の御理解を得て、わず
かではございますが、増員措置がとられてきてお
るわけでありまして、率直に申し上げて、これ
で十分でないことは明らかであります。ただ登
記所の事務処理の実態から見まして、人をふやす
ことだけを考えていいものかどうか、これは政府
全体の定員抑制の関係のみならず、事務の合理
化、機械化というふうな面にもっと力を入れなけ
ればならないところもあるかと思うのでありま
す。そのような増員、あわせて事務の簡素化、合
理化あるいは機械化、そういうものを、適当な割
合でと申しますか、できることから全体の中で
考えていかざるを得ないわけでございます。さ
ようなことで、従来、機械化につきましても、登
記事務処理の合理化等も相当成績をあげてまい
っているわけでございますが、何ぶんにも需要が非
常に増大してまいっておりますので追いつけな
い、かようなことでございまして。

登記所の事務の増大の最たるものは、何と申し
ましても、乙号事件、謄抄本の交付、閲覧の関係
の事務でございます。一体、このような事務を、
増員措置、言いかえれば、法務事務官が処理する
体制がいかにかどうかという基本的な問題もあろ
うかと思うのであります。現在、謄写機をフルに
活用いたしまして、謄抄本の複製をいたしてお
るわけでございますが、かような純然たる機械的な
事務に、法務事務官を従事させるといふふうな体
制がいかにかどうかという問題もございまして。現
在、わずかでございましてけれども、部外に発注
して、謄抄本の複製作業だけを、職員外の者にや
らしておるというのを、小規模でございまして
が、やっておりますわけでございます。これも、い
ろいろの問題があるわけでございます。そのよう
なこともあわせ考えますれば、増員もさることな
がら、根本的に事務処理の体制をどうするかとい

うことが、何と申しても早く処理しなければなら
ない先決問題だというふうに考えておるわけでご
ざいます。

○中略委員 これは社会的な問題にもなっている
わけですね、登記の問題は。そこで働いている職
員の皆さんは、非常な早出、残業です。ほかの官
庁に比べても、非常な労働量になっている。した
がって、職員の中で健康の障害というものもい
ろいろ多く出ておるそうだし、在職中の死亡とい
うものも、統計で見ますと多いというの、やは
りこの実態が証明しているのじゃないか。全体の
定員の問題もありませんが、やはり行政需要が多
い、増員の必要のある職場ですね。いろいろ職
場については、十分事務量に見合った増員をやら
なければならぬというふうに私は思うわけですね。
いまも、ちょっとお話がありましたけれども、
地方自治体や部外者の応援を受けなければ事務処
理ができないという問題ですね。最初からそうい
う体制になっておるといふ点については、大きな
問題があると思えます。先ほどお話ししたよう
に、今度実質で百八十名ですか、増があつたと
いうお話ですが、法務局が立てられておる
増員の要請という計画、ここの二年の行管に
出されたもの、それは、どのくらいの要請なん
ですか。

○香川政府委員 四十九年度予算要求におきま
して、法務省から法務局の増員分として要求をいた
しましたのは、千七百八十六名でございますが、
これは実はこの倍現在足りない、それを二カ年
で補いたいという、いわば二分の一の数字でござ
います。千七百八十六名の増員要求をしたわけ
でございます。

○中略委員 二カ年の中で今度要求されたのが千
七百八十六名ですから、二カ年でとりますと、三
千四百、五百名の要求になりますね。それで、こ
しは純増で見ますと、実質増員が百八十名とい
いますと、皆さんのほうの要求に比べて、ほぼ十分
の——という状況ですね。いろいろ事務の合理化、

その他の御意見もありましたけれども、やはり根本の問題は——皆さん自身も必要だ、組合の皆さんからいえばもっと多数の増員も出てくると思いますけれども、いろいろな合理化をしたいというお考えの法務局が出ておられる増員要求、それに比べても、十分の一しか満たされないという問題は、やはりここに大きな——登記所の事務の問題が、いろいろな社会的な問題になっておる。この点の解決が十分でない根本的な原因があると私は思うのですが、この問題について、これは、やはり一般の地域社会と深い結びつきがある仕事ですから、私は、この面の増員については、特別の対策が必要だと思うのですが、行管の方もお見えになっておりますから、お聞きしたいのですが、こういうふうな実際の行政需要のある職場、それについて、法務局の要請のまだ十分の一にも満たない。一昨年に比べれば昨年はふえた、昨年に比べれば今度はふえたと言っても、焼け石に水の状態です。こういう問題について、これからどういう対処をしていかれるお考えですか。一言行管のほうからお聞きしたい。

○正田鋭明員 登記の増員につきましては、率直に申し上げまして、法務省の重点事項でございますし、行管といたしましては、最重点でいたしております。特に各省庁の増員要求の中で、査定の際に数字といたしましては、大幅な増員の部類に入ると考えております。先生つとに御存じと思います、やはり基本的には、何と申しまして、行政事務の仕事のやり方につきましては、簡素効率化ということを大条件にしておりますので、そういう意味で、必要最小限度の人数を査定するということでございます。

ただ、先ほど官房長が御説明になりましたような、登記事務の置かれておる客観条件というものは、私どもも全く認識が同じでございますが、今後の問題といたしましては、やはり特に乙号の問題、そういう問題について、より合理的な事務の処理ができないものかということ、共通の認識として念頭に置いておりますので、そういう

ことも、法務省ともいろいろ御相談していきな
い、また御指摘のような問題につきましても、十
分念頭には置いておりますので、そういう方向で
処理してまいりたい、この存じております。

○中務委員 いま若干御質問した中で、お聞きに
なっていたら、大臣も実情はおわかりになる
と思うのですけれども、特に法務省の中で登記関
係、こういう問題が最も矛盾が大きいところだと
思いますけれども、増員問題については、これぐ
らいでとどめますけれども、一言大臣のほうから
も、この問題について御意見を伺いたいと思
います。

○中村国務大臣 御指摘のとおり、法務省の中
でも特に登記関係は、いろいろ機械化をやったり、
効率化をやったり、合理化については最善の努力
を続けておりますが、なかなか人間でなければで
きない部分もありますし、それから御承知のと
おり、法務局の数は、全国で千何百ありますが、
そのうちで人数の少ないところは、もうそれ以上
合理化のしかたはありませんいたしますもので
すから、法務局の事、登記所関係の増員につ
いては、私も就任以来、一番力を入れたわけで
ございます。やつと純増百八十名という数字で
ございまして、これを、これからいかに合理的に
配分をしていくか、予算が成立しましてから、そ
の努力をしていくわけでございますが、御指摘
のとおり、登記所が一番難儀しておる、また増
員が必要であるということは、痛感いたして
おりますので、今後とも努力をいたしたいと思
います。

○中務委員 いまの増員問題と関連をします
けれども、現在進めておられる登記所の統廃
合の問題ですが、四十五年でしたか、民事行政
審議会の議決で基準が出されました、閣議
決定で四十六年以降五年計画で進められて
いるわけですが、この三年間の中で、現在、
四十六年以降の統廃合がどうなるか、それ
から現状幾らになっているのか、一言でいい
です。それから、簡潔に教えてくださいな
い。

○廣木税關長 前からお答えいたします。

昭和四十六年度四十一庁、四十七年度六十一庁、本年度はまだ目下進行中でございますが、大体三十数庁はすでにできております。

○中略委員 五十年までの五カ年計画ですが、五十年までのおおよその全体計画というのは、どういう計画なんですか。

○廣木説明員 先ほどお話にも出しました民事行政審議会の答申を受けてまして、種々小規模登記所その他の検討を加えた結果、おおよそ四百斤近くが対象庁として考えられております。

○中略委員 先ほどの人員問題でも、登記所の現状というのは出ているわけですけれども、私は、いわゆる整理というのではなくて、整備をするといいますが、あるところは拡充しなければいけないところも出てくると思うのです。そういう中身として進めていただかなくてはならないと思うのですが、いままでも三年間やってこられて、その都面から見れば、この三年間の、いままでの整理統合といわれるこの中身について、一度ここで検討をしていただく必要もあるのじゃないか。

きょうは、時間もありませんから、個々の地域の問題を個別に取り上げませんけれども、地域の住民の皆さんや自治体の中でのいろいろな声も出ていますし、そういうものを無視してやっていくということになれば、文字どおり行政の切り捨てということであつて、サービスに逆行することにもなるわけですが、いままでの三年間の中身でどうだったかという皆さんのほうのお考えがあまりましたら、一言聞かせていただきたいと思ひます。

○廣木説明員 これまでの経験によりますと、いろいろと地域社会の実情が——登記所そのものの、地域社会との結びつきといひますか、いろいろの御援助、御支援も仰いでおりますし、それからまた、経済、社会の変貌に従ひまして、いろいろとまた登記需要も変わつてきております。したがひまして、そういう現実の地元の実情を踏まへまして、かつ十分な説明会、あるいは地元の方々と接触する、あるいは交渉する機会を多く持ちまして、その理解と協力を得て円滑に実施してまいら

ております。したがって、従来、一方的に、地元の了解あるいは理解のないままにやったりいう事例はございません。

○中務委員 いまお話がありましたけれども、個個に事情を聞きますと、そうでないケースも相当あるんですね。先ほど話しましたように、登記所は、皆さん自身がよく御存じのように、地域の住民と非常に結びついている。町の法律相談の役もやっていると、どこでもありませんし、歴史的に見ても、登記所というのは、市町村からある時期には、いろいろ備品に至るまで援助を受け、昔から非常に地域社会とは結びついたもので、この統廃合というのは、地域住民にとっても大きな社会問題でもありますから、ほんとうに福祉のためにあるという立場からすれば、この統廃合の問題については、十分地域の住民の皆さんの意見あるいは自治体の意見、そういったのを聞いていただいて、それを無視されて切り捨てのような形でやられるということがないようにしていただきたいと思うのです。

たとえば、この問題をここで御質問して取り上げるつもりはありませんけれども、松島なんかの統廃合を聞きましても、塩釜に統合されたということなんです。これは自治体の反対もあった。バスで近いからというお話ですけれども、松島の周辺の方は、塩釜と松島のバスであれですけれども、少し奥へ入った部落は、たいへん不便を感じているんですね。いろいろ意見も出ていますし、松島周辺の司法書士の皆さんの問題も、その場合に十分研究しなければいけないということ、個別に聞きましても、いろいろ問題もありそうです。この点で統廃合の問題については、そういう地域住民の福祉のために、登記所の位置づけというものを明確にしたい、地元の見解も十分聞いて、慎重に進めていただくと、こういうことを特別にお願いしたいわけですが、この点についても、大臣からも一言御意見を承っておきたいと思います。

○中村國務大臣 これは地元とは非常になじんだ

一つの機関でもございますので、できるだけ各地元の理解を求めて、慎重に進めるように私も事務当局に言っております。十分な次第でございます。今後とも地元とは、十分に連絡をとりながら進めていくようにしたいと思います。

○中略委員 きょうは、時間も短くということでお話ししておいたもので、最初の登記所に関する問題は、以上にとどめますが、この法案の一つの非常に大事な問題だと私たちが思っています。これは、二番目の、先ほど大出委員も一言おっしゃいましたけれども、入国管理事務所の出張所、この新設、廃止、位置を省令で定める、従来のようにそのつど、設置法で国会審議にかけないようにするという問題ですが、この入国管理事務所の出張所の新設や廃止を、こういう形で設置法で国会審議にかけないで省令でやるというのは、先ほど地方自治法の改正案の中で昭和二十八年だったですが、税関支署の出張所や海難救助機関などの省令化というのがありますけれども、設置法改正によつてこういう新設等を省令化するというのは、初めてのケースではないかと思うのです。いままではかの省では、そういうことはなかったのじゃないかと思うのですが、その点はどうか御記憶にありませんか。

○豊島説明員 これまで、たとえば海上保安庁の設置法の改正の関係で、出先機関が省令に落ち、それとの関連で地方自治法の百五十六条七項の改正の行なわれなかった例が昭和二十三年にございます。それから、その他郵政省設置法の関係、電波監理委員会設置法の関係等、十例近くあるようにございます。

○中略委員 法務省設置法案としては、調査室へ聞きましたら、二十八国会に提案された法務省設置法案の中でこの問題があったわけですから、その部分は当時修正削除されていたわけですね。先ほど大出委員も触れられましたけれども、私は、この問題は、国家行政組織法の、さっき大出議員は法務省版と言いましたけれども、文字どおりそのとおりだと思います。いわば国家行政組

織法を検討する前に、なしくずしにこれを実行されるということにもなるわけですから、その点では、国会の審議権、そういう問題の軽視とも関係しますし、重要な問題です。

一方、この出張所の入国管理業務が非常に増大しているという実情はよくわかるのです。出入国者が非常に増加している。そういう中で設置法が出されてきているわけですが、たとえば昭和四十二年から四十八年、一番増加が著しいころだと思いますが、この時期で調べてみますと、三十八カ所の出張所が新設されています。しかし、そのつど設置法改正によつて行なわれてきて、特別問題はないかと思ふやうな感じがして、特別問題なければ困るのだという特別の、いままでのそういう経過の中で、こういう障害があるのだという問題があるのですか。

○豊島説明員 実は、昨年の出張所の改正は、二年分の改正が行なわれたという状況であつたわけでありまして。近年の状況といたしまして、出入国者数が特に著しく増加いたしております。これに適切、迅速に対応するという必要性がますます増大しておるという状況でございます。

港につきましては、御承知のように、検疫所及び税関の支署、出張所が省令事項に相なっておりまして、検疫所、税関が港に設置されておるにもかかわらず、入管の出張所が設置されない状況で推移するといったような事態が、先年もあつたわけでございます。このような近年の出入国者数の著しい増大、これに対応するところの出張所の設置というものを迅速に行ないまして、行政需要にアップ・ツー・デットに対応していくということ、これが今回このような形で法改正を意図いたしました大きな理由になっておるわけでございます。

○中略委員 昨年までの設置法が少しくれたとか難航したのは、この問題、主として法務委員会に出入国管理令のようなものを出されたものから、実例いえば、それとの関連で問題が長引

いたわけなんです。内情をいえば、そうでしょう。必要な出張所については、設置法で出されて、それでやっていくということで、私が聞いていたのは、支障が大きかったのかということになれば、そうでないでしょう。たとえば年度途中にそういう必要があつた場合は、実際は現地出張という形で事務をやっているわけでしょう、職員の手が足りないというわけではございません。その点で私は、この問題について、大出議員も触れておられましたけれども、やはりこういうことが出てくると、ほかの省庁にもずつと影響してきますから、重要な行政機構改革の問題とも関連してきます。政府が、機構について、強い言い方をすれば、自由かつてに機構に手を出せるというやうなねらいにもつながってくる。

だから、やはり国会の審議にかけて、けじめをつけて進めていくということが重要だと思ふんですけれども、提案をされていまして、十分この委員会が審議ということになりますけれども、私たちが、その点で、いま必要な個所については、個所をあげて設置法でその出張所の問題を出してほしいと思うのですが、ちょっとお伺いしたいのですけれども、現在、具体的に出張所として新設をするというものが急がれているという必要だといふのは、どれぐらいあるんですか。

○影井政府委員 昭和四十九年度予算案中に計上しておりますのが、伊万里港でございます。これは伊万里港の周辺に工業団地の計画がございます。近年、外航船舶の出入の数が非常にふえているということで、現在は伊万里を予定しております。

○中略委員 私は、意見ですけれども、具体的にその点、たとえば伊万里港がいま必要だとなれば、従来のようにその設置法として提案をしていただければ、賛成をして——これは需要の面からいっても、すぐ設置をしなればいけないというふうな考えをいたします。この点は、この委員会が十分検討をしていただくことになると思ひます。

けれども、提案された皆さんのほうで、私の述べた意見についても若干御意見があれば、この機会に聞かしておいていただきたいと思います。

どうしてもこれは省令でないか、これから困るのだという根拠も、どうも薄弱のように思ふんですけれども、どうしてもこれでいかなければ、まあ提案されているんですから、それですけれども、それが、いま私が言ったように、従来のように必要な個所を、出張所を明示して設置法で掲げるといふことは、もうたいへんな障害が起きるのだ、省令でなければ困るのだ、もしそうだとすれば、その御意見も聞かしていただきたいし、いや、このほうがベターだという程度のお話なのか、その点もうちょっと、できたら御意見を伺わしておいていただきたい。検討する意味で、意見もちょっと、できたら聞かしておいていただきたい。

○香川政府委員 法律的なあれは、まず別として、地元から非常に強い要望があり、その実態を見ますと、やはり急いで出張所を新設して、サービスにつとめるべきだという実態がございます。設置法の改正となつて、国会は常に開かれていくわけでもございませぬ、なかなか即応しかねるという、そういう不便さと言つては語弊がございまして、問題がございまして、これが私どもが省令に落としていただきたという一つの一番の理由でございますけれども、しかし半年、一年待てないのかと言われまして、これは絶対半年待てないということを、そう強く申し上げる——まあ地元の要望なり、実態を踏まえれば、できるだけ早いほうがいいということでありまして、けれども、そういう意味から、省令でありますれば即応できる、しかし設置法だと、半年なり一年なりおくれるということ、これは、まあ絶対待てないというほどのことではないと思ふのであります。

しかし過去の例から申し上げますと、二年あるいは三年かかってやつと設置される。もちろん予算を伴います場合には、その年度の予算は、新設

を認めた予算が成立するわけでございます。しかし設置法の改正ができないために新設できない、かようなことで、過去の実例から申しますと、地元にも非常に御不便がけだし、わが入管の行政運用から申しましても、遠いところから職員が一々出張しなければならぬという関係があるわけでございまして。地元から見ますと、検疫関係のお役所はちゃんとできた、税関もできていて、というのに、一番最初に始まるべき出入国の役所ができないということでは、非常におかしいという感じを持たれるのももったいありません。それが結局、もよりの相当離れた入管の事務所から、一々船舶が入るつど職員が出張して入管事務を扱うようになりますと、どうしても一日、二日おくれざるを得ない。そうすると、そこに船舶がそれだけ余分に停泊しなければならぬというふうなことで、結局、その港が不便だからよその港に行ってしまうというふうな地元のお話もよく承ることでござい

ます。

さような意味で、できるだけ即応するような体制に持っていきたいということでございますが、一方、性質論といたしまして、これは、いろいろ御議論のあるところだと思っておりますけれども、港出張所の実施から申しまして、一体、国会の御審議をわすれずには値するようなかどうか、一々法律改正ということで、非常に多忙な内閣委員会におきまして、港出張所の新設まで御審議をわすれらわす必要がある実態かどうかという点を考えますと、我田引水かもしれませんが、ほかの地方出先機関と対比しまして、港出張所程度の役所であれば、一々国会の御審議をわすれずともないのではなからうかというふうに私どもとしては一応評価するわけでございます。さような点、ひとつ御勘案願って、よろしく願いたいと思います。

○中略委員 需要の増大とかそういう点は、一面私もわかるわけなんですけれども、しかし、この問題が、先ほどからも出ていますように、国家行政組織法のいわばなくすみたいな形で実際に

実施されていくということにもつながると重要な問題ですから、それからまた、これが成立するということによって、こういう考え、ケースが他の省の場合にも波及していくということにもなれば、やはりその点も関連してきますから、こういう形で出されたということについては、賛成できかねるわけでございまして、先ほどの大出議員の意見もありませんし、委員会の中でも、十分その点はこの審議中に検討させていただきたいと私たちも考えているわけです。

時間も来ましたので、一応私の質問を終わらせていただきます。

〔中山正〕委員長代理退席、野呂委員長代理着席

○野呂委員長代理 暫時休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後三時十九分開議

○野呂委員長代理 これより再開いたします。

質疑を続行いたします。鬼木勝利君。

○鬼木委員 法務省設置法の一部改正の法案でございますが、法務局に民事行政部にかえて行政第一一部と行政第二部を設置する、こういう第一の改正点でございますが、従来は民事行政部でやっておられたのを、今度行政第一一部と行政第二部にされるという、急にこれを変えなければならぬ根拠本理由ですね、趣旨説明もここに出ておりますけれども、すこぶる簡単であります。なおまた、その機構、人員の配置、そういう点について、簡単にいいですから御説明をお願いしたいと思います。大臣おわかりにならないければ、官房長でもいいです。

○香川政府委員 東京法務局の民事行政部におきましては、東京都の直轄登記事務の関係、戸籍、国籍、供託、司法書士、調査士、さような仕事をやっておるのみならず、東京法務局のブロックのこれらの民事行政事務につきましても、管理、監督の事務をやっておるわけでございます。

最近におきまして、東京法務局のブロック全体の登記事務が非常に増大してまいりまして、いろいろ問題点が生じておりますので、かような点について、遺憾のない管理行政を進めるためには、現在の民事行政部の登記のみならず、戸籍その他もあわせてやっておるという機構では十分でないということで、登記事務をもつて管理する民事行政第一一部を新設させていただきまして、その余の民事行政事務を第二部で管轄する、かようなこととしておるわけでございます。

人員でございますが、実は民事行政第一一部、第二部をつくります関係から、現在でございます、商業登記をもつてばらやっております日本橋出張所を廃止いたしましたして、これを東京法務局で所掌する。端的に申しますれば、民事行政第一一部に法人登記課として課を二つ設けまして、そこで日本橋出張所の所掌しておる事務をやる、かようなことを考えておるわけであります。したがって、一部、二部の分割に伴いまして、日本橋出張所の職員を、そのまま民事行政第一一部の職員とする、かような構想でおるわけでございます。

○鬼木委員 そうすると、日本橋の出張所を廃止しても、ここに新旧の対照表が出ておるようですが、これは人員の点においては、従来と変わりはないわけですか。

○香川政府委員 この表は、四十八年現在の日本橋出張所、それから民事行政部の定員を、そのままと持ってくる形でつくっておるわけでございまして、したがって、定員が減るという関係はございませんのみならず、四十九年度におきまして、登記所関係の増員が見込まれておりますので、予算が成立いたしました場合には、その増員の割り振りを考えるということに相なるわけでございます。

○鬼木委員 この表の別表の三枚目に載っておるのを見ますと、全国と東京法務局との比較で、その事務量が東京法務局は、全国の約一割ぐらゐに相当するようになっていますが、従来はどの程度でこられたのか。また将来は全国のどの程度にパーセンテージがなるのか。そして、そういうお見通

しの上に今回こういうふうにやられたのですか。その点をひとつ……。

○香川政府委員 添付いたしております資料の事件の関係は、これは先ほど申し上げました東京法務局直轄の、つまり東京都の関係の事件数でございます。この全国との対比の関係は、ここ五、六年あまり変わりは無いと思います。ただ東京法務局が管理、監督的な事務をやっております東京ブロック間、つまり千葉とか浦和とか横浜、新潟といった関東一円の地方法務局における登記事件数が非常にふえてまいっております。東京ブロック全体の登記の事務量は、大ざっぱに申し上げますと、全国の約四割近くになっておるわけでございます。

さような意味で、先ほど申しました東京法務局に、登記をもつてばら管理、監督する民事行政第一一部をつくりたい、かようなことでございまして。

○鬼木委員 その御説明でわかりませんが、この表を見ますと、二億四千三百万件、片方の東京法務局が二千七百万件と、こうなっております。約一割であれば四割になるのだと。じゃ、もう少し親切にそういう表を出すべきですね。どうもあなたの方のやることは、すこぶるあいまいで、もう少し合理的に、計数的にびしゃっと説明のできるように、これじゃ何のために東京法務局をふやすか、さっぱりわからぬですよ。大臣もよくお聞きください。この表には、一割の表しか出てないんですよ。東京法務局の。そして、いま言われるように、将来もいままでとあまり変わらぬでしょうなんて、だったら東京法務局、こんなに拡大する必要も何もありやせんね。

ところが実際は、東京周辺云々でございます。それが四割からなる。しかし、そういう表は何も出てやしない。こんな子供だましみたいな、ごまかすような表なんか役に立ちませんよ。官房長、あなたもう少ししっかりしてください。官房長ならば、法務省の大番頭じゃないですか。しかしこれは、もう言ったってしょうがないから、

これで……

その次、今度は入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めることとしようとしたしております。こういうことなんです。しかも非常小規模で、一カ所二名程度なんだ。出入国の船舶や人員、それもこへちゃんと載っております。それも、これを見まして承知しました。現在九十七カ所、それもここに書いてある。今度新たに佐賀県の伊万里に一カ所、この法案が通ればふやす、それで九十八カ所になる。伊万里は、私のすぐそばですから、よく知っております。よく知っておりますが、これは、法律であるのを省令に直す。

これは過去の経緯といいますが、ずっと経過があるはずですがね。ところが、そういう経緯というものは、この問題は過去においてこういうふうな論議がありましたというふうなことは、伏せて何にも書いてない。今日まで入国管理事務所の出張所に対してはこういう論議があつております。こういうことがあつておりますというそもその沿革、経緯というものが何にも説明してない。いま法律であるのを、これを省令に直したいというだけで、何もこれに対するところの経緯、いまでも踏んできた道、過去の来し方の経緯が何も書いてない。わざとこれは伏せてあなた方秘密にしているんですか、どういふわけですか。これを、大臣でもよろしいし、大臣がおわかりにならなければ、官房長のために来ておるのだから、官房長でもけつこうです。

○島島島明員 私、組織を担当いたしております秘書課長でございますので、私から説明をさせていただきます。

先生御指摘の立法の経過でございますが、昭和三十三年、第二十八回の国会でございますが、このときに今回の案と全く同じ入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定める案を国会に提案いたしております。その際の経過を申し上げますと、実はこのときには、多数法案が当内閣委員会に継続いたしましたので、当時の法務省設置法

の改正案の中で一部縮小を求められた部分があつたわけでございます。その結果、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるものとするという部分を、実は政府当局において削りまして、結局このときは、その部分の改正が成立しなかったという経緯に相なっております。

その後、先生御承知のように、昭和四十六年と四十七年に国家行政組織法の一部改正の法案が提案されました。実は入国管理事務所の出張所につきましても、これを法務省令で定めるという内容がそれに盛り込まれておりましたために、この時期には、格別法務省設置法だけの改正という形では提案がなされてないわけでありました。そういったしまして、この昭和四十六年と四十七年の国家行政組織法の一部改正は、御承知のとおり成立に至らず、審議未了で終わっております。そういった先生も御指摘のように、確かにこの省令に戻すという点は、いろいろ御批判のある点でございますけれども、法務省といましては、いま申し上げましたような立法の経過から見ても、おわかりいただけると思うのでありますが、十数年来の懸案の改正であるというふうな御理解いただければ幸いだというふうに考えております。

○鬼木委員 大体そういうことがあつておつたということは、私も少々調べておりました、念のため承つたわけですが、ところが、これは、もつとその以前に問題があつたと思うんですが、この入管事務は、入管行政は外務省で私はやつておつたと記憶しておる。昭和二十七年の八月までであつたと思う。これは外務省でやつておつた。もつとさかのぼつて戦前になりますと、これは警察行政、警察事務でやつておつた。この法案は、そういう経緯、経歴があるわけなんです。

ところで、昭和二十七年の八月まで外務省でこれを取り扱つておつた場合は、これは省令でやつておつたはずなんです。その点間違ひありませんか。

○香川政府委員 お説のとおりでございます。間違ひありません。戦前は省令でございました。

○鬼木委員 こういう法案を出したならば、そのくらいよく調べてきなさいよ。ところが、省令であつたものを、つまり外務省で取り扱つておつたものを、いま言いましたように二十七年八月に法務省の所管に直した。戦前は警察で、それから今度は外務省で、そして昭和二十七年八月一日から法務省の所管になった。その場合に、省令であつたものを法令、法律事項に直しておる。――また何か相談しておるが、間違ひがありますか。間違ひがあるなら言つてごらんない。そのときに省令でやつておつたものを、法律事項として直して、そして法務省の仕事に移管してしまつた。どうですか官房長、さうでしょう。

○香川政府委員 そのとおりでございますが、その当時の理由は、率直に申し上げますと、入国管理事務というのは、昔からの沿革もあつたのかも知れませんが、どちらかというとサービス機関でないような、取り締まり機能的なものに重点を置いたようなお考えがあつたのじゃないかというふうな承知いたしております。

○鬼木委員 なかなか苦しい答弁ですが、取り締まりが主体であつた、だから法務省の所管にしたのだ。法務省というのは、取り締まるばかりが能くありませんよ。あなた何を言っているのですか。法務省というものは、人権を尊重し保護していくという、これが法務省の最も民主的な行き方ですよ。どうも、何のために省令であつたものを法律に変えてしまつたのか。そして、いままた省令に変えようという。何をやっているのか。法務省は仕事がないから、仕事をわざとつくるのですか。まことにその根拠薄弱である。もつとりっぱな根拠があるならば、はっきり説明してもらいたいのですが、あなた方の説明はまことに薄弱だ。

○香川政府委員 私が先ほど、入管の事務が取り締まり的なものというふうなところに重点を置いておると申し上げましたのは、法務省がさうな考えでおるわけではございませんで、お説のとおり法務省の各行政事務とれをとりましても、取り

締まり的なものというのは当たらないわけでございます。先生御承知と思いますが、実はこの入管出張所の法務省になりましての入管令、現在の基本法でございますが、これがポツダム政令でございます。当時、占領下でございまして、さうないきさつもあり、出張所が、現在で申しますれば法律事項にされた、かような経緯だと承知いたしております。

○鬼木委員 まますあなた方の説明はおかしいですね、それは。戦前と戦後においてポツダム事項の云々だなんて、何をあなたおっしゃっているのですか。ポツダム事項に關係があるというなら、外務省が最も適當なんです。それを無理やり法務省に取り上げて、そして法律事項に直しておいで、それで先ほど御説明があつたように、これはその後国会にはたびたび提案されておる。ずいぶんおかしい話ですよ。自分たちが二十七年に無理やり法務省に取り上げておいて、省令であつたものを法律に直しておいて、そしてまた、五、六年して昭和三十三年か、二十八国会で省令に直さんとした。ところが、これは内閣委員会で修正されてべけになつた。その次、先ほどお話があつたように、四十三年、五十八国会ですか、それから四十四年の六十一国会、ここにまた出して。これは法案としては出なかつたけれども、原案がつくられた。しかし、これもいけな。なぜ、そのように執念深く――これはひとつ大臣にお尋ねしたい。

いまお聞き及びのとおり、省令であつたものを、わざわざ法務省が取り上げて法律に直している。官房長は取り締まるためだ、そんなでたらめな話ありませんよ。子供に言うて聞かせるならそれでいいけれども、国民に説明してもらわなければ困るんですよ。単に鬼木が聞いているんじゃないんですよ。それを、あなたのように、取り締まるために法務省にやつた、冗談じゃありませんよ。それで今度は昭和三十三年にまた国会に出して、いけない。さうすると今度は、四十三年と四十四年と。なぜそのようにくどく、執念というか

——そして国会の承認を得ないで、省令でばばつとやっつけていこうと。国会のチェックも何も必要はない、承認を得る必要はないと。

ここにも、それはむしろ書いてあります。八条の付属機関の問題で地方自治法百五十六条の改正だ、ちゃんとここに書いてある。「司法行政及び懲戒機関、警察機関」その中に入国管理事務所の出張所というのを入れた、こういうわけなんだ。百五十六条の改正をしないという。これは、もう国家行政組織法ではつきりあることなんですよ。それを、どうしてそんなに直さなければならぬのか。ぜひそうしなければならぬという確な根拠が——どこを言うようだけれども、何回も何回も否決されたものを、何回やっつて同じことだ。これはラッキョウの皮むきだ。こんなことをどうしてやられるのか。法務大臣、ひとつ。

○中村國務大臣 たぶん国家行政組織法ができた当時には、各省の出先機関がボツダム政令によりまして、メモランダムといいますが、それによってほとんど法律事項になってしまつてつときたと思うのですが、その後、各省でいろいろの不便がありますので、出先機関を省令に直す改正をされて、現在ではかなりそれができておられると思うのです。たぶん事務当局は知っておられるが、十か十以上のものが、かつて法律事項であった出先機関が、省令に落とされておられるようになっておると思うのです。

そこで問題は、厚生省の検疫所、それと大蔵省の税関、それとこの入管というものが、車の両輪というか三輪車といいますが、三つ一緒に動かなければこれは仕事にならないわけです。ところが、検疫も税関も出張所は、省令事項になっておりまして、しかも最近の国内情勢を見ますと、各港々に船が着くその場所というのがいろいろ変わるわけですから、税関も場所が変わり、あるいは検疫所も変わる、同時に、本来からいえば、入管のほうも一緒に変わらなければならぬわけですが、他の二つは省令事項になっていて、これだ

けは実は法律事項になっておる。法律事項になっておりますと、国会の承認を得なければ移動もできませんし、新設もできませんしするものですか、何とかほかの検疫所や税関並みに入管の出張所を省令にしたいだきたいというのが、お願いの大体の筋でございます。

そこで、そういうようになりませんか若干の不便がありますことは、船が入りまして、入管がわきから出張してやるものですか、そうすると停泊期間が長引くと上陸に困るとか、いろいろの不便がありますので、税関の出張所と検疫の出張所とこの法務省の入管の出張所とは、できるだけ同時に動けるような体制というものが必要である。しかも大きな役所ではありません。大きな役所なら、もちろんこれは、国会の承認を得なければならぬ筋合いのものでございますが、そういうような最近船が着き始めたとか、いままで着いておつたけれども、今度はこちに移動してそこは着かなくなつたとか、そういうような変化の場所が小さいところであります、大体職員も二人か三人というきわめて微々たる出先機関でございますから、この程度の出張所、人間の二人や三人というような小さい出張所の場合には、ほかの省並みに省令にしたいだいてよろしいのではないだろうかというようにお願いをいたしていただける次第でございますので、どうぞひとつ、できるだけ御理解をいただきたいと思ひます。

○鬼木委員 大臣のおっしゃることはよくわかります。よくわかりますが、だから私は申し上げておるんです。税関の出張所だとかあるいは検疫出張所というのは省令、この入国管理事務所の出張所も、省令であったものを、なぜそれじゃ法律事項に直したんだ、そこがおかしいじゃないか。いま大臣のおっしゃるようなことは昔からあったことなんです。税関の出張所、検疫出張所、この入国管理事務所の出張所、車の三輪のごとく、こつと仰せになった。なるほどそうでしょう。だから、その三輪のごとくというものを、なぜ一輪だけはずしたんだ。省令で定められておるものを、

を、一は大蔵省、一は厚生省ですか、それを今度、これを法務省にとるための手段として法律事項にしたのですか。だから、私は先ほど、仕事が少ないで困るから、ひまだからわざわざ仕事をとるためにやつたのかと、極端なことを申し上げるようだが、言つたわけですよ。省令であるものを、わざわざ法律事項に直して、また、いまになつてこつた。どうも一度きつぱり離縁した女を、二度も三度も四度もめめしく——ちよつと例が妙な例で、はなはだおそれ入りますが、これはどう考へた、ほんとうに奇妙な、ふかしきな法案ですよ。

大臣の御高説だが、便利よくできておる省令を、わざわざ不便な法律事項に直して、そしていまさら、また今度省令に直すといふことは、じや、あなた方は国民を欺いて、わざわざ不便なことをいままでやつてきたのか、こういうことになりまふ。ますます許されぬですよ、そういうことでは。声が大きくなりますが、そういうこととす。

○香川政府委員 おことは返すようでございますが、鬼木委員のおっしゃる省令というのは、戦前はともかくといたしまして、先ほど申しましたように、戦後、外務省が所掌しておつた当時におきまして、ボツダム政令というので出張所は法律事項になっておつたわけでございます。そのとき、出張所をなぜ法律事項にしたかということ、占領下のボツダム政令でございますので、必ずしもその事情をつぶさにいたしませんけれども、考え方としては、先ほど申しましたような取り締まり的な要素も勘案されたものではなからうかと思つております。そして昭和二十七年八月に、入管事務が外務省から法務省になりました場合に、そのボツダム政令、その当時は法律と同じ効力を持つておつたわけでございますから、それをそのまま法務省設置法のはうに移したというわけでございます。戦後になりまして、法務省の所管になつて、わざわざ省令であつたものを法律事項にしたという経緯は、全くないわけでございます。

ます。だから、鬼木委員のおっしゃるものは、もとほ省令であつたものをなぜ法律にしたのか、かような御趣旨だと思つておりますが、その省令と申しますのが、先ほど申しましたように、ボツダム政令でございます。二十七年の八月に法務省に入管事務が移管になりましたときには、法律と同じ効力を持つておつた。したがって、そのまま法律である設置法のはうに移した、かような経緯でございます。特に法務省が入管事務をとるためにわざわざ省令であつたものを法律に上げたというふうな非難は、ちよつと当たらないのではないかと、いふに考へるわけでございます。

○鬼木委員 一つも当たらないなんて、そんなことないよ。当たつていますよ。ボツダム政令であるが、占領下であるが、ことにもう二十七年だから、省令と法律事項ということは、これは、おのずからはつきり分かれておるわけですから、省令なら簡単にできますよ。しかし法律事項であつたら、これは全部国会の承認を得なければならぬ。

それでは、昭和三十三年の二十八国会でどのように審議されて、どのように修正されたか、どうしてこれが否決されたか、その点の御説明をお願い。○豊島説明員 この三十三年の第二十八回国会に提出いたしました法務省設置法の一部を改正する法律案では、五つの事項が内容となつておつたわけでありまして、その一つは、法務大臣官房に司法法制調査部を置くという事項がございまして、これは法務省といたしましては、当時最重点にしておつた機構改革でございます。第二番目に、法務大臣は必要があるものと認めるときは、法務研修所の支所を置くことができるものとすという、法務研修所の支所設置というものが第二の項目でございました。それから第三の項目といたしまして、法務大臣の管理のもとに婦人補導院法第一条の規定による婦人補導院を置くものとする、こういう婦人補導院設置

の中身、これが第三のポイントでございました。第四のポイントが、先生御質問の、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるといふものであります。そして第五番目に、東京拘置所の位置を東京都豊島区に改めるといふ内容がもう一つございました。

こういう五つの項目につきまして、法務省設置法の一部を改正する法案を作成し、提案したわけでございますが、審議の過程におきまして、この多岐にわたる設置法の改正内容を簡略にせよという要請が出てまいりまして、法務省といたしましては、この五つの中で第四の項目でありました入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるといふくだりを、実はおりましたという形になっております。そういったしまして、残る四つの項目につきましては、御審議を得、一部改正の法律案が成立したという経緯に相なっております。

○鬼木委員 一、二、三、五、そんなことを私は聞いていたのではない。出張所を省令にするということ、二十八国会ではかに審議の重点が置かれて、これは、もうどうでもいい、じゃ、これはもういいというように、そんな軽い気持ちで出したのですか。きょうのように、あなたたちが一生懸命になつていられるじゃないか。ほかの四つの審議があつたら、これはつけたりに出したんだ、そんなないか。げんことを法務省はいつもやるんですか。そんなないか。げんことをやるんだつたら、法務省の法案は内閣委員会においては審議しませうよ。

○豊島説明員 決していいかげんな気持ち、態度で当時対処したということではないのでございます。本日、御審議願つておられますと同様に、当時もまた、この入国管理事務所の出張所を省令事項にする点につきまして、今回とはほぼ同様の理由を説明し、法案の成立を期したわけでございます。けれども、当時、非常に多種多様な内容が法案審議の対象になっておりました、この部分はやむなくおりましたという関係と伺つております。

○鬼木委員 結局、あなたの説明は同じようなこ

とじゃないか。ほかの四項目の法案審議が非常にたいへんであつたので、これは、やむなくおろした。大臣、お聞き及びのとおりで。結局、同じことじゃないか。ほかのもののために、これは犠牲で倒れた、もうやむを得ず、しかたない、メイファーズ、こういうことだ。どんなことがあつたつて、これは死守しなければならぬという、そんな気持ちは少しもない。今度のこの法案も、うまくいけば何とかなるだろう、うまくいかなければしかたないわというふうな法案であつたら、大事な時間をさいてそんなこと審議するというのはおかしい。どうですか秘書課長さん、あなたの説明は同じことじゃないか。

○豊島説明員 貴重なお時間を拝借して、この審議をお願いしておるわけでございます。私どもといたしまして、この改正案を粗略にするという気持ちは毛頭ございません。ただ当面してあります入国管理事務所の出張所の設置という点に關しましては、伊万里港の出張所の新設が当面問題になつており、かつ予算化が問題になつておるという状況でございますので、この伊万里港の設置につきまして、実現をはかりたいという意欲は十分あるわけでございますけれども、もちろん、そうだからと申しまして、省令に直す案をおおりにするということではございませんので、御理解いただければというふうに考えております。

○鬼木委員 だから、私はそれを言っているんじゃないんだ。あなた、どうも問題点から少しおかしんじゃないですか。三十三年の内閣委員会における審議の場合に、どのようにしてこれは否決されたか、その点をお尋ねしているんですよ。だから、ほかの四つの案がどうだこうだ、そんなこと聞いているんじゃないんですよ。

○豊島説明員 先ほど御説明いたしました中で、一点修正を要する点がございしますので、御了解を得たいと思ひます。

三十三年のときの審議におきましては、各省から設置法が出たわけでございますが、共通の問題といたしまして、簡素化が問題となり、法務省設

置法のいまの第四の項目につきましては、議員修正でこれを削除されたということでございます。○鬼木委員 その議員修正というのは、各党全部一致してですか、野党だけですか。それで修正案通つたんでしょ。どのように修正してありますか。

○豊島説明員 与野党共同であつたというふうに私は承知いたしております。

○鬼木委員 だから、どのように修正されたのですか。その修正部分を読んでください。

○豊島説明員 修正の正文を所持いたしておりますが、先ほど申しました入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるといふくだりが、法務省設置法の一部改正の中から、修正を受け削除されたという内容でございます。

○鬼木委員 どうもそういうことじゃ、抽象的でわからない。それは、あとではつきり資料として出してください、どのように修正されたかを。それから四十四年と四十五年、五十八国会と六十一国会、これは提案はされていなかったと思うんですが、たしか原案はできておつたと思う。あなた方つくつておつたと思うんですよ。だから、その点もよく調べた上で資料として出してください。

○豊島説明員 承知しました。

○鬼木委員 そうしなければ、と思ひますとか、であつたと思ひますとか、抽象的なそういう、私はそう思うなというふうなことじゃ、これは、はつきりしません。これは、こういう経過をたどつておるところの法案ですから、簡単に「大臣としては了解してくれとおっしゃつておるし、大臣のお立場としてはわかるし、まあ私も、御協力申し上げることはやぶさかではございませんが、はつきり納得しなければ、そんなないかげんな中途はんばで、幾ら老練な、りっぱな大臣がお見えになつても、そう個人と個人の問題じゃないんだから、これは資料ができたあとでまた私……」

それから、これは大臣に特にお尋ねしたいのです。実は私の地元でございますが、特に名前を出

しませんで、某、交通事故といひますか、これによつていま大分交通刑務所に服役中なんです。四カ月の刑に服しておるわけなんです。そこで、私は悪に味方するものではございません、その点は誤解のないように。だがしかし、破廉恥罪でもなく、交通違反のことでございますので、もし情状酌量ができるならば「家庭も細々とした生活をしておる。女房と子供が二人か三人おつて、本人は細々と野菜の行商をしておる。こういうことでございますので、もし情状酌量することができ得るならば、何とかできぬものだろうか。大臣、ようございませう。もし何か情状酌量ができますならば、何とかできぬだろうか、このように御相談申し上げた。

ところが、親戚一同の陳情嘆願書をつくれ、それで私も、それじゃ隣組とかほかの人たちのも一緒に添えればどうだろう、それはなおさらけつこうでございます。そして身内の者が大分の刑務所の所長に、その嘆願書を持ってお願いに出てもらえば何とかならぬとも限らぬ、確約はできませんが……それはそれとおりだろう、こういうことでございますので、私は急遽、地元と連絡をとりまして、早急にこの手続をとれというので、親戚あるいは隣組、知人、友人等百七、八十名の陳情嘆願書を即刻つくらせました。そして兄弟あるいは女房が、大分の刑務所にそれを持っていって。それでお願いした。また、その時刻には、こちらの本省のほうから、向こうの大分の刑務所にも連絡をとつて、できることならば考慮してくれということを申しました。こういうことになつた。まあ何回も申し上げますが、決して私は悪に味方した覚えはない。また決して圧力を加えた覚えもない。あくまでいわゆる陳情嘆願であつて、連判を持って轉送としてお願いにやつたわけなんです。だから、刑を軽くしてくれとか、あるいは保釈してくれとか、そういうことをいま直ちに私は申し上げておるのじゃない。それほど、私は言われたとおりに、わかつた、間髪を入れずにそういう処置をとつた。しかるに今日ま

で、法務省からは何の一片の通知もなければ電話でもない。何の報告もない。まことに無礼千万だ。議員を侮辱するものはなほだしい。われわれを何と心得ておるのか。人情家をもって鳴る中村法務大臣のお考えではないと私は思う。だから、結果のよしあしを私、言っているのじゃない。

さつそくあはして手続をとっていただきまして、まあできるだけのことはいしたしたが、なかなか先生の御意思に沿うことができないであしからずお許しをください。もし、そうであれば、やあどうも御苦勞千万であつた、ありがとう。あるいはまた、いましばらくお待ちください、こういうふうになつておりますとか、何らかの返答があつてしかるべきだと思ふ。何も返事がない。そういう指導を、大臣はなさつておるとは思ひません。大臣、どのようにお考えになりますか。私は、それによつて助けてくれなかつたからどうだとか、あるいは助けてくれたおかげかもしれませんが、しかし私のところには何の報告もない。

先ほどちつと話しましたところが、官房長は内容を知つておつたようです。議員を愚弄するのはなほだしい、このようにやつて、こうやつて、こうやりなさいと言つておきながら、これは私、断じて許されぬ。いかがでしょうか、大臣、ちょっと。あなたに文句を言つておるのじゃありません。

○中村国務大臣 まことにそれは失礼いたしました。私どもの耳に入りますので、たいへん失礼いたしました。

まあ交通違反などは、私も常にそう言つておるのですが、一度こればもう二度とはやらないといふことになるのが、大体大勢でございますから、まじめに服役しておるような人に対しては、できるだけ仮釈放するとか、そういうような処置を考へるべきであるといふことを言つておるわけでございます。

ただ問題は、仮釈放というのは、三分の一以上服役した後に、成績のいい者についてやることのできる制度でございますし、それから更生保護委員

員会等に、刑務所長がこの人ならばこうだといふことで手続をいたしましたも、更生保護委員会にかけておる間に一、二カ月たちますので、そうすると残りがほんのわずかになる場合が非常に多いと思ひますが、失礼しておる事件が多いと思ひますが、この事件は、だれが先生から承りましたか確かめまして、十分に御連絡を申し上げるようになつておきます。

矯正局の者がいるそうですから、お答えさせていただきます。御説明申し上げます。

○米田副委員長 矯正局総務課長米田でございます。先生御指摘の件、これは刑務所もそれから交通事犯も含めたことですが、あるいは職業等から見ても、おおむねこの者ではないかといふことについて確かにお話がございました。大分刑務所におきましては、四十九年、本年の二月二十二日、地方更生保護委員会に仮釈放の申上をいたしました。ただいま大臣から御答弁申し上げましたとおり、通常申請後、たとへば更生保護委員の面接であるとか、その他審査に若干の間をとりまして、いまだにその結論が出ていない状態でございます。もちろん連絡等、必ずしも十分でなかつたといふ点は、おわびしなければなりません、何ぶんにも申請中で結論が出ていないところでございます。ある程度の、たとえばこういうふうな日程になつたといふような段階で御連絡を申し上げます。以上でございます。

○鬼木委員 いや、その結果がこのように軽減しましたとか、短縮しましたとか、仮釈放しましたとか、それはまことにけっこう。けっこうですが、それを、私は言つておるのじゃないんです。何らかの形が浮かんでくるまで報告しなかつた、浮かんでくれば報告するといふふうないまの矯正局の課長のお話であつたのですが、私は、そういうことを言つておるのじゃありません。中間報告でもけっこうです。確かにこうして嘆願、陳情も持つて刑務所にやつてきました、何月何日に来

ました、こちらからも連絡しました、刑務所長からは、こういうふうな話に来ております……。ですから、いま大臣のおっしゃる通りに、八カ月も一年もあれば、それは相当の短縮もあるいはできるかもしれない。四月月ですから、すでに一カ月か二カ月経つておるのですから、またいろいろ手続をしておれば、その間にも終わるというふうなことにならぬとも限らぬ。

だから、私はそういうことをどうだと言つておるのじゃないんです。これだけのことをいしたしましたが、いま実はこういう状態だ、しばらくお待ちくださいとか、あるいはもうほとんど刑期の終わるころにすればこうなりますとか、中間報告でもよろしい。ところが、先生のおっしゃるとおりこうしてしまいました、嘆願書もすぐに来ました、受け付けておりました、何とも何にもない。子供だつて、朝学校へ行くときに行つてまいります、帰つてきたら、ただいま帰りましたと言ひます。こちらは辞を低くして、そしてどうぞよろしく頼む、おっしゃるとおりいたしましよとやつておるのだ。それを、いまのようになすという事務的な、必ずしも報告が完結でなかつたと思ひます。必ずしもじゃない。絶対ない、報告は。あなたは、ものの言ひ方を知らぬのじゃないか。あなた日本人か。日本語を知らぬのじゃないか。全然報告はない。全く報告もなかつたといふことは申しわけなかつたと思ひます、それならわかる。そういうことで、あなたたちが人をこまかそうなんといつたつてだめだ。もつと謙虚な態度にならなさい。官房長の言うように、法務省というのは、人を取り締まることばかり考へておるのだらう。もう少し善良なる市民、善良なる国民を保護する気持ちで、あたたかい気持ちにならなさい。

どうですか、大臣。大臣はほんとうに人情家で、私は、日ごろから御尊敬申し上げておるのだが、こういうことを言われたのじゃ私は黙つて引き下がるわけにいきません。官房長どうです、あなたならどう言ひますか。

○中村国務大臣 どうも確かに、御連絡申し上げなかつたのは申しわけない次第で、よく担当者に私からも言つておきます。

たぶん陳情書ですか、嘆願書ですか、お骨折りをいただいて出していただいて、刑務所長としては、おそろしく早く仮釈放手続をしておるのだと思ひますが、まだこれは更生保護委員会からないと結論がでませんので、手続中にいつごろはこうなるなんてうっかり言つと、また間違つたらたいへんだといふようなことで用心深過ぎたのだと思ひますが、これから十分に注意させることにいたします。

○鬼木委員 私は、何もことさらにどうだこうだと言ふのではありませんけれども、大臣の御答弁でまことに恐縮しました。ほんとうにあたたかい、りっぱな、ありがたい御答弁をいただきまして恐縮しました。

じゃ、これで終わります。どうもありがとうございました。

○野呂委員長代理 次回は、来たる十二日火曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会